

衆議院

法務委員會

議 録 第 十 五 号

平成十三年六月五日(火曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 保利 耕輔君

理事 奥谷 通君

理事 田村 憲久君

理事 佐々木秀典君

理事 漆原 良夫君

理事 荒井 広幸君

理事 太田 誠一君

理事 鈴木 恒夫君

理事 谷川 和穂君

理事 増原 義剛君

理事 山本 明彦君

理事 渡辺 喜美君

理事 日野 市朗君

理事 水島 広子君

理事 山花 郁夫君

理事 山田 正彦君

理事 中林よし子君

理事 徳田 虎雄君

議員 相沢 英之君

議員 金子 一義君

議員 長勢 甚遠君

議員 根本 匠君

議員 山本 幸三君

議員 上田 勇君

議員 漆原 良夫君

議員 谷口 隆義君

議員 井上 喜一君

議員 森山 眞弓君

議員 横内 正明君

議員 岡田 薫君

政府参考人

(警察庁刑事局暴力団対策部長)

政府参考人
(法務省大臣官房司法法制部長)
法務委員会専門員 井上 隆久君

委員の異動

六月五日

辞任

熊代 昭彦君

中川 昭一君

西田 司君

藤井 裕久君

不破 哲三君

同日

辞任

今村 雅弘君

西川 公也君

増原 義剛君

今村 雅弘君

山田 正彦君

中林よし子君

補欠選任

西田 司君

熊代 昭彦君

中川 昭一君

藤井 裕久君

不破 哲三君

六月五日

民事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案(山本幸三君外三名提出、衆法第二二一号)

商法等の一部を改正する等の法律案(相沢英之君外六名提出、衆法第二六号)

商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(相沢英之君外

六名提出、衆法第二七号)

○保利委員長 これより会議を開きます。

山本幸三君外三名提出、債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本日、政府参考人として警察庁刑事局暴力団対策部長岡田薫君及び法務省大臣官房司法法制部長房村精一君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○保利委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○保利委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山田正彦君。

○山田(正)委員 自由党の山田正彦です。

きょうは、サービサー法の改正案について質疑をさせていただきます。

このサービサーの債権回収制度、これができてから既に二年四カ月になるわけですが、実際の運用においては順調にいつているかどうか、業者等は今どういう状況にあるのか、そういった実態についてお話しします。

○横内副大臣 お答え申し上げます。

サービサー法の施行後の実績、順調にいつているかどうかという御質問でございます。

現在、サービサーの許可会社は四十八社となっております。

昨年の末に、当時の許可会社四十一社を対象に実態調査を行いましたけれども、その結果によりますと、取扱債権額は約十九兆円、このうち八〇%に当たる十五兆円が金融機関の貸付債権であ

ります。そして、回収額は約八百億円で及んでおります。

実績が順調かどうかという御質問もありましたが、今申し上げました実態調査の結果の数字はサービサー法の施行後二年未満のものであるということと考えますと、サービサーは全体として非常に活発な業務を展開しており、その業務実績は順調であるというふうに考えております。

○山田(正)委員 私も、実務として弁護士をやっておりますと、消費者金融等によってお金を借りた人が返せなくなつて、大変暴力的な取り立て等々によって自殺者等々もかなりあるわけなのですが、サービサーに回収取り立てがかつてから、貸金規制法違反行為のような取り立て業務、違反するようなおそれ、違反したような例、そういったことは今までになかつたのでしょうか。

〔委員長退席、奥谷委員長代理着席〕

○横内副大臣 サービサーに対して、いろいろな苦情が寄せられてはおります。これまでの苦情件数は五十六件でございます。そういう苦情の中には、サービサーが法律の定める行為規制に違反をしたという苦情も含まれております。

法務省としては、そういうような苦情があつた場合には、関係者や当該サービサーから事情を聴取するなどいたしまして、事実関係の調査を行っているところでございます。

そういった調査を行つておりますけれども、現在までのところ、サービサー法の行為規制に違反したと認定したような事例はないということでございます。

○山田(正)委員 苦情があつたということでしたが、具体的にどういった苦情がありましたか。

○横内副大臣 お答え申し上げます。

これまでありました苦情の件数は五十六件でございますけれども、その苦情の主な内容は、例

えば、債権者ではないサービサーから請求を受けたけれども、サービサーということに対する説明がなかったという苦情とか、あるいは、繰り返し電話による請求を受けているという苦情、それから、金融機関等の債権をサービサーが回収行為を行うことができるのかという苦情でございます。

大半は、このサービサー制度の理解不足等によるものが多いというふう聞いております。

○山田(正)委員 私が聞いたのでは、これから先何度も何度も電話しますよとか、あるいは、職場の方に電話しますよ、そういう苦情があったかに聞いていますが、そういう事実はなかったですか。

○房村政府参考人 お答え申し上げます。

苦情の中には、そういう何回も電話による請求を受けたというようなものもございます。そういう行為規制に違反していることが疑われるような苦情につきましては、先ほど副大臣からも申し上げましたけれども、係官を派遣いたしまして、直接債務者等から事情を聞く、あるいはサービサーに行つてサービサーからも事情を聞く、サービサーには債務者との交渉記録をつけるようにという義務がかけられておりますので、そういう交渉記録の提出を受けてこれを確認する、そういうような作業をして違反行為の有無を法務省として調査しております。

幸い、現在までのところ、そういう行為規制に違反するような態様の行為がなされたという事例はございません。

○山田(正)委員 何度も何度も電話すると通告したり、あるいは職場に行かざるを得ませんとかと言ふのは、行為規制違反に当たりますか。そうならば、厳重な処分をする必要があるんじゃないですか。

【奥谷委員長代理退席、委員長着席】

○房村政府参考人 申し上げましたように、債務者からそういう違反行為があるのではないかと疑われるような申し出があった。それについて、例

えば交渉回数について残されている記録を調べるというようなことをいたしまして、そういう多数回にわたり執拗に請求したというような事実は認定できない、そういうような調査結果に基づいて、最終的に、具体的なその当該事案については行為違反はなかったというぐあいに認定したものであります。委員御指摘のように、本場に多数回にわたり何度も請求をしたり、あるいは職場に押しかけるというようなことをすれば、これは行為規制に違反することになるかと思っております。

○山田(正)委員 私が聞いたのでは、そういう行為規制に違反するような行為があったというふう聞いておりますが、いづれにしても、これからいけば債権回収の範囲、いわゆる一般の町の登録業者等すべての債権も来るわけですから、そういう意味ではかなり厳しい状況になっていく。そういう意味では、この行為規制については、さらに一層厳しい取り締まりを十分にしてもらわないといけないんじゃないか、それはひとつ銘記していただきたいと思います。

○房村政府参考人 このサービサー法が制定されるときも最も懸念されたのが、ただいま委員から御指摘のあったような違法な取り立て行為がなされるのではないかとという点に当たつたように聞いておりますし、所管しております法務省としても、そういうことが絶対ないように今までも十分注意してきたつもりであります。今後ともより一層の努力をしていきたいと考えております。

○山田(正)委員 次に、この改正によって、いわゆる登録ノンバンクの貸付債権、登録している町金と言われている業者等々の債権譲渡を受けて、それを回収することがこれからできるということになるのですが、私も実務をやっておりますと、町の登録業者、いわゆるサラ金業者とか町金業者というものは、本来ならば、貸付先のいわゆる明細、いつ貸し付けてどのようになったかというのをすべて記載し、登録し、記帳義務等々があるわけですが、実際にはやっていないところがある

なりある。それは貸金規制法違反だといえれば違反ですが、本場に違反しているかどうか一件一件監督官庁が調べているわけじゃない、実態はかなりいいかげんなものである。そういうところの債権を譲り受けたとして、その債権についてのいろいろ調査、いわゆる金銭消費貸借書がたつてあつたり、保証人の記載もでたらめであつたり、あるいは受取利息等の金額についてもその記載を書いている。そういうことは町の登録業者にも多々あるわけなのですが、その辺はどう考えておられるか。提案者の山本議員に、その辺どう考えてこの法案を対処されているか、お聞きしたい。

○漆原議員 山本議員に御質問ですが、私からお答えさせていただきます。

貸金業者の貸付契約に係る債権の譲渡を受けた場合、譲り受け人は、貸金業法二十四条二項による十七条の準用によって、債務者への書面の交付が義務づけられております。サービサーが貸金業者から貸付債権を譲り受ける場合にも、当然この義務を果たすことが求められております。

したがって、その前提として、当該貸付債権の譲渡人から、貸付債権の発生、消滅の経緯あるいは弁済履歴等の情報を承継して、これら承継した情報に基づいて元利金の残高を計算するということになるかと思ひます。

しかしながら、サービサーが、弁護士法の例外として債権の譲り受けを業として行うものである、通常の者以上に法令遵守が強く求められる立場にあることを考えますと、サービサーに利息制限法の制限利息に引き直し義務を確実に担保させる、遵守させるための措置を省令等で定めることも十分検討に値するといふふうに考えております。

また、監督官庁である法務省において、立入検査などの際に、取り扱っている債権の内容などか、請求の有無などか、請求額及びその根拠等について、ヒアリングや客観資料の調査を行うことはもちろんのこと、債務者や原債権者からの反面

調査を適宜行つて、サービサーが当該規制を遵守しているかどうか適切に監督することによって行為規制は十分有効に機能するといふふうに考えておるところでございます。

○山田(正)委員 十分に担保したいという御答弁でしたが、実際に、登録業者であれば、町金あるいはどんな業者でもそういう債権を譲り受けるということになれば、我々実務の扱いをやっておりますと、帳簿もつけていない、実際には領収書も渡さない、そういう業者がまだまだあります。現実には、実際に借金で三万から十人が自殺しておりますから、現状はかなり厳しい状況にある。それなのに、サービサーがそのまま譲り受けて、それを信じてどんどん取り立てに來られるということでは、一般の債務者にとってはさらに大変なことになるんじゃないかという懸念がします。

で、言つてみれば、ノンバンク、町金、登録業者であつたらどんな債権でも譲り受けるというのでは、サービサーが譲り受ける債権については、同じノンバンク、登録業者であつても、いわば本場にあらゆる書類がそろつていて間違いのないもの、あるいは、例えば、過去にいろいろな問題を起した業者ではないものとか、そういう何らかの絞りを、その対象全部、登録ノンバンクであつたら何でもやるというのではなくて、もうこの法案はそのまま通るわけですから、一つの行政指導としてでもその規制をかけなければいけないのではないかと、そう考えますが、大臣、さつき来たばかりですが、いかがでしょうか。

○房村政府参考人 ただいま委員の御質問にありますが、登録ノンバンクの債権の中には利息制限法の制限利息を超過するものが多く含まれているのは事実であると思ひます。また、その中には必ずしも十分な記録がないものもあるのではないかと、こう思ひますので、法務省としても、ただいま御指摘のような登録ノンバンクの貸付債権全般をサービサーに扱わせることとした場合に、制限利息への引き直しをした上で請求するという行為規制を今回の法案でかけております。その行

為規制が守られるための何らかの規制といえますがガイドライン、そういったものを考えていく必要があるだろうということは御指摘のとおりだろうと思っております。

○山田(正)委員 確かに、今、商工ローンと称している業者等においても、利息制限法の計算は、我々が開示請求いたしますと、一応やってまいります。ところが、その式、いわゆる計算の始めというのが、もう既に十年前から貸しているのに、一たん貸して、返して、貸して、返してというのを繰り返してありますが、一番最新の、最近一年か半年ぐらい前からの分を計算して、これで利息制限法の計算は終えて、これだけ元利が残っております、これが通常だ、そう考えていいと思うのです。

そうならば、確かに、法の規制においては、いわゆる利息制限法の計算書もいただきました、金銭消費貸借書もいただきました、領収書等についての控えもいただきました、書類は全部そろっているから、サービサーとしてはそれで回収しますところ、ところが、実態においては、既に十年前からの取引の八年分ぐらいは隠されたままで移譲されたということは、裁判例でも出てくるのはほんの一部しか出してきませんから、十分あり得ることなのですが、それについては、単に利息制限法で計算したものがあからそれではないというものでない。それについては何らかの法的規制が必要なのではないのか。それをどうお考えでしょうか。

○山本(幸)議員 委員御指摘の点は、今回の法改正をする場合におきまして一番問題になったところでありまして、特に、日弁連と最終的な詰めをやりましてときに、最も懸念が示されたところでございます。我々も、当然の懸念であるし、これはきちっとしなければいけないと思って対応いたしました。

そのために、行為規制で利息制限法以下に引き直してしか請求できないという規定を法律に置いておりますが、それを担保するために、貸金業法

ではそういう証拠書類等をちゃんと残さなければいけませんということになっているわけですが、これが守られていないことがあり得るということでありまして、それはきちっと、サービサーがそれを買い取って請求する場合には、これは本当に過去にさかのぼっても利息制限法以下のものですよということを確認できるという確信がなければそれができないというようにしたいと思っております。

そのために、最終的に日弁連と話をしましたときに、それは省令あるいはガイドラインということで担保いたします。貸金業法であるわけですが、それだけじゃ足りないということでありまして、サービサー法をつくる以上は、サービサー法のところでもそういう義務を、手続として省令、そしてまた詳しくはガイドラインでやりましょうということでも私も思っています。日弁連の皆さん方も一応御了解いただいた。今、法務省において、その文言等の最終的な詰めをやっていくという段階でございます。

○山田(正)委員 十分その辺は気をつけてやるということですが、これまでのサービサーではそういうものは、確かに、これまでのサービサーではそういうものについては引き受けていなかったけれども、これから先はそういう債権も引き受けたいということ、これは大変複雑だし、かつ立証等についても大変なことになるし、それだけに十分な規制をしていただかなければいけないと思います。

同時に、債権の中にいろいろなものがあるわけですが、貸し金債権だけじゃなくて、請負債権であれ、売買、貸借の残代金であれ、そういう債権までも引き受けるとすれば、これは引き受けることができますか、そういう債権は、まずそれからお聞きします。

○山本(幸)議員 このサービサー法では、基本的に与信機能というところに注目しておりますので、金融機関、ノンバンク、それからSPC、法的倒産ということでありまして、逆に外れているのは何かといいますと、通常の事業会社が有する

売買債権とかあるいはゼネコン等の請負代金債権、こういうものは除かれておりますので、一般の事業会社のそういう債権は外れているということとあります。

○山田(正)委員 そうしますと、工事請負代金等についてはよく争いがあるわけなんです、この部分の工事を頼んだのにしてなかったとか、あるいは追加工事は頼んでいなかったとか、そういういろいろな抗弁権があります。そういう抗弁、債務者側として十分主張できる権利といったものが、債権を譲り受けて債権者がかわることによって、事実上の訴訟の中で、そういうことは知らなかったとかいった形で、実態においては非常に不利益を受けるような場面が出てくるのではないのか。そういう懸念を持ちますが、その点はいかがでしょうか。

○漆原議員 特に企業が倒産したような場合に、倒産処理の中で、工事請負代金だとかいうものが入ってくる可能性があります。その際に、今御指摘の抗弁の切断があるかないかという問題になるわけですが、債権譲渡をされたからといって人的抗弁が切断されないわけではございますが、そのところは、従来の原債権者であるうが、サービサーが譲り受けた場合であるうが、抗弁権としては当然付着している。それを従来と同じように主張していくことになろうかと思っております。特に債権譲渡によって法的不利益を受けることはないというふうに考えております。

○山田(正)委員 そういったところは十分担保しているということでは安心したいとは思っておりますが、十分にそういった面についての注意は払ってもらった上で、最近よく民事再生とか破産とか、あるいは会社更生も一部ありますが、そういった中で、債務者にしてみれば、債権はある程度大幅にカットしてもらって、いわゆる債権を放棄してもらって、そして何とか支払える範囲で払っていくと、いわゆる破産にならないで、

今大変な数の破産が毎年毎年ふえ続けておりますが、そういう意味では、債務整理というのは非

常に柔軟にやっていかなければいけないと思うのですけれども、例えばあの整理回収機構等々についても、いろいろ私も交渉したことがあります。サービサーと直接やったことはありませんけれども、一たん譲り受けた債権については、例えば十億で譲り受けたとする、実際には五千万で買ったかもしれない、しかし、その債権については五千万で買ったとしても十億からなかなかおられない。少なくとも譲渡してもらった債権の金額ぐらいで、あるいはそれに少し上増しするぐらいで任意整理あるいは民事再生の債権額として交渉に応ずるとか、そういったことをしていただけではないと思うのですが、なかなか実際には厳しいようです。

その点について、この法律をつくるに当たり、破産、あるいは破産を避けるための民事再生、あるいは任意整理、そういった場合におけるサービサーの弾力的な運用と申しますか、そういったことについては検討したことがありますか。

○山本(幸)議員 私は、サービサーを育てていくということの大きなポイントに、そういうことをぜひやってもらいたいというように思っているわけですが、つまり、民間のサービサーが育つことによって、通常簡単に放棄してくれないようなものも、買い取るよきの値段等の関係でいえば、かなり柔軟に対応し得るというように思っているわけですが。

私もいろいろな企業等の実情を聞いたことがありますけれども、すべてがうまくいくということにもなっていないことは御指摘のとおりだと思っております。特に整理回収機構、RCCはかなり厳しいと聞いておりますが、他方、ほかの民間のサービサーは逆に極めて柔軟に対応してくれているというふうに聞いております。

これは余り一般的に言えるかどうか分かりませんが、現実には私が聞いた話では、十数億の債権があったのだけれども、銀行とやりとりしているときにははっちもちもさちもちもなかった。特定調停法をそこは使ってやろうとしたわけですが、一部

の銀行だけがなかなか応じない。そのほかの銀行はほとんど応じて、国税当局もいい、調停委員会もいいのじゃないかというところまでいったにもかかわらず、一、二行がだめだ。そのうちの一行は十数億の債権を持っていて、結局一年ぐらいうつたのですが、なかなかうまくいかない困っていましたところ、その銀行は民間サービサーにさつとバクセルして、そしてその結果、今度サービサーと対応したらあつたという間に話がついて、もう数十万円の単位で話がついたというのであります。恐らく、たまたまいな値段で売つたのだらうと思いますが、そういう意味では、むしろ民間サービサーが活躍する場面が多くなつてきた方が従来よりもフレキシブルに対応し得る。そういう意味で、債務者にとつても大変助かるのじゃないかというふうに思っております。

○山田(正)委員 私は、民事再生も特定調停も、それぞれ現実をやつて経験しておりますが、確かに銀行とか回収機構とかというのは厳しいものがあつて、なかなか調停あるいは民事再生もうまくいかない面も多々あるわけです。このサービサーに至つて、本当にそういう意味で柔軟にやり、かつ銀行等も不良債権を早く一掃して解消していく、そういう形でうまく運用できれば最もありがたいと思つておりますが、特に山本議員が一生懸命やられた特定調停においては、実態においては、実務ではうまくいっていないんじゃないか。もう少しいろいろな意味で最高裁にしても法務省としても検討いただきたい、そう思つてるところです。

私の質問時間が参りましたので、終わります。

○保利委員長 次に、木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫です。

提案者にお聞きをしたいと思うんですが、債権管理回収業に関する特別措置法は、九八年十月、いわゆる金融特別国会において、金融機関が有する不良債権の実質的処理の促進等を図ることを目的として議員立法で成立したものであります。

当初、自民党から提出された法案は、サービサーが取り扱えることのできる債権、いわゆる特定金銭債権の範囲が現行法に比べてはるかに広がつたわけでありましたが、それに対して、当時の野党であつた民主党、平和・改革、現公明党であります、それから自由党から、対象債権を限定せよという修正案が提出されまして、自民党、民主党、平和・改革、自由党の四党協議の結果、四党共同修正案が現行法のようになつて成立したものであります。

そこで、端的に二つの点についてお聞きします。一つは、四党協議により自民党案がどのように絞り込まれたのか、二つは、そのように絞り込んだ立法趣旨はどのようなものだったのか、改めてお聞きしたいと思います。

○山本(幸)議員 御指摘のように、この現サービサー法は、平成十年八月五日に、自由民主党による議員立法としてまず国会に提出されたわけであります。

当初の自民党案では、特定金銭債権というのは、金融機関あるいは農協及び保険会社の有する貸付債権、それからリース・クレジット債権、それから貸金業者の債権を含むと。ただし、これは、政令で資本金のところで少し絞ろうかということでは考えておりました。

それから、それに類するものとして政令で定めるものというふうに考えておりました。政令においては、信用金庫連合会等、協同組織金融機関の連合会組織、あるいは政府関係機関、あるいは農協等、それから特定目的会社の有する金銭債権、あるいは債権発生時点において特定金銭債権であつたものなどを政令で入れようということ、当初の原案があつたわけでありました。

それに対して、与野党の折衝がありまして、特に問題になつたのは、貸金業者の有する貸付債権については、すぐにすべてを対象にするというのは問題があるんじゃないかと。特に、金融機関の不良債権処理ということが当時としては一番最重要課題ということであるから、そこに限るものな

らいいけれども、それ以外を今すぐにすべて認めるとはいかがかということがございました。したがひまして、貸金業者の有する貸付債権については、金融機関と特殊の関係のある貸金業者で、不動産担保つき事業者向けということだけに限定された経緯があります。

それから、特定目的会社、SPCの有する債権もまだ時期尚早ということでありました。あるいはまた、発生時点において特定金銭債権だったものはすべていいじゃないかというふうに考えていたわけでありましたが、これも、金融機関の有していたものだけに限ろうというふうになつたわけでございます。

そのことで現行法の体系になつたわけでありましたが、そういう意味では、とりあえず始める場合には、貸金業者の貸付債権は、金融機関の不良債権処理と直接関係するものから始めよう、あるいはまたSPCについては、まだ十分な実績がないということだったということで、将来の課題とされたと思ひます。

そういう意味で、とりあえず弁護士法の特例として始める以上は限定されたものからやろう、私どもとしてはできるだけ広く、そのやりとりがありまして、最終的に現行の範囲に限られたということになつた次第であります。

○木島委員 どうも、なぜそのように絞つたのか、趣旨がもうひとつ定かではありませんが、自民党の皆さんから見ると、せっかく広い法案を出したのに野党三党によつて狭められた、こはひとつ小さく産んで大きく育てようという気持ちで妥協されたのかもしれないが、野党三党がなぜ絞りかけたのか、やはり理由があつたはずだと思ひます。そこはもうやめます。しかし、今回の改正法案は、それを一層、当初の案のように広げ切つたという修正案ですね。

現行法によりまして、五年後をめどに、実施状況等を勘案して検討を加え、必要な措置を講ずるとあるんです。本法律が施行されたのは九九年二

月一日でありますから、まだ二年ちょっとしか経過していない。

そこで、提出者と法務大臣、法務省にそれぞれ同じ質問をいたしますが、現行法では五年後見直そうと。しっかりと現状を把握してから見直すべきかどうか検討しようという法律なのに、今緊急に対象債権を拡大しなければならぬ理由はあるのでしょうか。なぜなのでしょう。二年間の実施状況をどのように勘案し、どのような検討が加えられて本修正案が出てくるのでしょうか。これは提案者に対する質問。

法務省には、法務省として、これは議員立法であります、今直ちに改正しなきゃならぬ理由はあると考えておるのか。法務省として、二年間の実績状況の把握、検討はしているのか。それぞれお答えいただきたい。

○上田(勇)議員 今木島先生からお話がありまして、たように、木島先生も私も、当初の修正のときに協議に参画をさせていただいたわけでありまして、今木島先生の方から、そのときの、いわゆる対象債権等を絞り込んだ経緯についてはお話があつたのでありますけれども、それと、その修正にあつたのでありますけれども、その見直しを行うということがつけ加えられたわけでありまして、私も、その附則第七条の趣旨というのは、私は、五年に至らないからサービサー法の改正を禁止する

というものではなくて、その必要性がある、またその制度の定着状況等を勘案すれば、必要があれば早期に改正することも求めているものだというふう

に理解をしております。

今、施行後二年二ヵ月が経過をいたしました、サービサーも既に、先ほど法務省の方からもお話がありましたが、四十八社に増加をした。その取扱債権額も、昨年末現在で十九兆円余りに及んでいる。その間、各社とも、債権回収過程においては適正な業務を行いつつ、不良債権の実質的な処理や債権の流動化を促進するという立法目的に十分になつた活動を展開しているのではな

いかというふうに認識をいたしております。経済社会における必要不可欠なインフラとして既に定着しているというふうに考えているわけでございます。その後の経済社会情勢の変化に対応いたしまして、サービサーの活動領域をさらに拡大してもらいたいというような要求もあり、そのため、今回、取扱債権の範囲等についての現行の法規制を早急に改正をしようということで提案に至った次第でございます。

以上でございます。

○厚村政府参考人 お答え申し上げます。

法務省としてこのサービサー法の実施状況についての把握ということでございますが、先ほど提出者からお述べになられました、法務省として、このサービサーがどのような活動をしているかということ把握するために、昨年暮れに、当時の許可会社四十一社を対象にいたしまして調査をいたしました。その結果、当時、取扱債権額が約十九兆円、回収額が八千億円ということでございます。実は、昨年の六月にも同じような調査をいたしまして、当時は三十六社で取扱債権額が約十三兆円ということでございましたので、非常に取扱債権額の伸びも大きい。そういう意味で着実に活動を広げておりますし、非常に大きな役割を果たしているのではないかと考えております。

また、その活動の状況として、当初懸念されました違法な取り立て行為等がなされていないかという点については、先ほど御説明しましたが、苦情等を受けた場合には直ちに調査をする、あるいは定期的な立入検査をする、提出された事業報告書を精査するというようなことで、その業務が適切になされているかどうかを十分見ているところでございますが、幸い、違法、不当な回収業務を行った事例は現在のところありませんし、各社とも適切な業務運営を行っているというぐあいに認識しております。

ところで、改正の点でございますが、平成十二年の三月末に閣議決定されました規制緩和推進三年計画において、現行サービサー法の取扱債権

の制限について、債権管理回収業の実情や社会的ニーズ等を調査し、その結果を踏まえて検討を行い、所要の措置を講ずることとされました。それを受けまして、法務省におきまして、ユーザー等からのヒアリング、例えば、関係省庁として金融庁、財務省、経済産業省、日銀、あるいは日弁連、全国銀行協会、クレジット産業協会などの業界団体、それからサービサーそのもの、その他事業団とか銀行、関係するところから、有識者などを含めまして、数多くのヒアリングを行いました。

そのような実情調査の結果、法務省といたしましても、金融機能の再生強化のためには現行のサービサー法の取扱債権の範囲を拡大する必要性があるという認識を有するに至っております。

その間、金融機関の不良債権処理の必要性等が大きくクローズアップされ、与党三党においていち早く本改正案を取りまとめるに至ったということでありまして、法務省としても、そのような法改正の必要性はあるという認識でおります。

○木島委員 今答弁がありましたが、資料によりまして、サービサーが取り扱った債権件数、債権額は急増している。昨年六月末で約六十五万件ですが、約十三・六兆円、昨年末で約百四十六万件、約十九兆円と大変な急増ぶりですが、問題は、その不良債権と言われるものの、サービサーに、取り立てに回った具体的な中身がどのようなものかということだと思っております。

そこで、三つの観点から数字が把握されているかどうか、お聞きいたします。提出者の方がこういう数字をつかんでいるかどうか、あるいは法務省がつかんでいるかどうか、お聞きします。

一つは、サービサーに、取り立てに回った不良債権の内訳として、金融機関の貸付債権は何件あつて幾らなのか。もう一つ、現行法で許されている金融機関系ノンバンクの事業者向けかつ不動産担保付き債権の件数、債権額は幾らなのか、何件なのかというのが一つ。

二つ目の分類ですが、債務者の方ですね、不良

債権として取り立てられる側の債務者の方の分類を把握しているのか。大企業に対しては何件、幾らか、中小企業に対しては何件、幾らか、そして個人に対しては何件、幾らか。そういう目で切ったときの不良債権、回収に回った不良債権の分類をつかんでいるのかという点。

そして三点、私がこれから質問するに最も大事な観点なんです。金融機関の貸付債権の不良債権、分類別債権件数と債権額をきちっと把握しているのかという問題であります。

これは、銀行法によっても、あるいは金融再生法によっても観点が違うのです。銀行の自己査定と観点が違うので、不良債権という概念は非常にあいまいであり、多義なんです。少なくとも銀行の自己査定による、いわゆる要注先債権、破綻懸念先債権、あるいは実質破綻先債権、破綻先債権、この四分類、これが自己査定の場合のいわゆる不良債権の中身ですが、それぞれ回収に回った債権の四つに分けた件数と金額、そういうつかみですね、実態の把握をしているのか。しているすれば御報告願いたい。

かなり立ち入った質問であります。その三つの観点からの実態把握についての現状の認識を答弁いただきたいと思っております。

○上田(男)議員 お答えいたします。

幾つかにわたる御質問でございますので、順を追ってお答えをさせていただきます。

まず、先ほど法務省の方からもありました、昨年末の実態調査におきます百四十六万件、十九兆円の内訳でございますけれども、金融機関の貸付債権が約三十六万件で全体の約二五％になります。約十五兆円で、全体の八〇％に相当するものでございます。金融機関系のノンバンクの事業者向け不動産担保付き貸付債権が約二千万件、全体の〇・一％に相当いたしまして、これが約一兆五千億円で全体の八％となっております。

次に、いわゆる債務者の分類についての御質問でございますけれども、これについては、この法務省の調査では債務者の分類については調査を

行っておりませんので、その内訳は私は承知していません。

さらに、金融機関の不良債権の分類方法と、分類の定義ごとの債権者及び債権額についての御質問でございますけれども、先ほど委員の御質問の中にありましたけれども、不良債権の金融機関の分類というのは、銀行法に基づくリスク管理債権あるいは金融再生法に基づく再生法開示債権というふうには、各金融機関の自己査定によるものとなっております。それぞれこうした定義が異なっておりますので、そうした金融機関の自己査定で、各金融機関が適正な償却、引き当てを行うために、貸し出し等について、債務者や保全の状況等を踏まえて回収可能性に応じて分類しているということでございますので、こうしたものについてサービサーがどのぐらいの不良債権を扱ったかというのは十分調査されておりますので、ちよつと承知していません。

以上です。

○木島委員 そうすると、法務省が基本的な調査をしているのですが、法務省の調査対象にのっていないので提案者としてもわからないと確認していいですか。山本さん。

○山本(幸)議員 おっしゃるとおりでございます。ただ、そういう分類をどうするかという話については、これは銀行の方の経営上重要な話としてあるのだらうと思いますが、これをサービサーに売るときには、今度サービサーの方から見れば、それは銀行経営の話と別のことで、サービサーにとつてみれば幾らで買えて幾らで回収できるかという判断をするところが大事なところでありますので、同じ考えをサービサーに求めるというわけにもちよつといかないだらうと思っております。そういう問題意識で分類をしているということではないと思ひますし、そういう調査もできていないということでもあります。

○木島委員 実はこれは銀行の方を調べればわかるはずの問題なので、一番肝心なものの調査が抜

けている。実質上、金融機関からサービサーに回収のために譲渡された、また取り立てを委託された債権が、破綻している債権なのか、実質破綻している債権なのか、破綻懸念があるだけの債権なのか、もっと緩い要注意先債権なのか、そこをしつかり見ないとこれは大変な問題が起きるというところをこれから時間の許す限り指摘したいのですが、私は、提案者の方も法務省の方も、一番大事なところの調査が抜けているというふうに指摘をしておきたいと思うのです。

九八年十月に、我が党は本法案に反対をいたしました。その主な理由は、金融機関の貸し手責任を問う立場からであります。

私は、九八年十月二日の衆議院金融安定化に関する特別委員会、我が党提出の金融機能の正常化に関する特別措置法案の提案理由の趣旨説明において次のようなことを言いました。これはサービサー法にも関係する部分であります。金融機関の不良債権処理、破綻処理問題の解決に当たって最も重要なことは、金融機関を自己責任・自己負担の原則にしっかりと立たせることだ。乱脈経営の結果、経営危機を引き起こして国民の預金を危うくしたり、貸し渋りや資金回収で企業の動脈を断ち切るなどのあの当時の、三年前の銀行業界の姿というものは、公的金融機関として、銀行業界の本来の公共的役割を投げ捨てたものだ。その無責任な体質を大もとから正すことが大事だ。こういう立場から問題を投げかけたわけでありました。そこで提案者にお聞きしますが、金融業界、とりわけ銀行、これの根本的な、社会的な責任は、資本主義ですから、貸し手としての責任を全うすることではないか。

今十年越しの大変な不況のもとで、日本の企業は苦勞しております。特に、中小零細企業は六割が赤字だと言われております。なかなか金利が返せない、元本の繰り延べも金融機関にお願いしている状況であります。銀行に返せないから、公的資金を借りて、何とか銀行からの返済の督促を待つてらるっている、それが現状ですよ。

そういうときに、そういう金融機関の中小零細企業に対する貸出金は、いろいろな分類がありますが、大体要注意先になります。破綻懸念先になりますよ。金利減免なんかやっていけば破綻懸念ですよ。そういう銀行の中小企業に対する貸出金を、安易にサービサーに対して資金回収のために債権譲渡する、取り立てのために委託をするというところは、一番大事な、金融機関としての企業の動脈、これを断ち切ることになってしまふ。

ですから、安易なサービサーへの資金回収のための債権譲渡、取り立て委任は、銀行の公的責任、貸し手としての一番大事な、金融機関としての責任を放棄することにつながりやしないか、この私は一番懸念しているわけですが、提出者の御見解を聞かせてください。

○山本(幸)議員 先生御指摘の、銀行が貸し手責任をしつかりとらなければいけないというのは、私は全く同感であります。これまで何となく、借り手が責任一〇〇%で、貸し手の責任はゼロというふうな風潮が一部にありましたけれども、それはおかしい。やはり今日の状況を招いたのは、銀行が、本当は買わなくてもいいような土地を、買いたないよ、融資するからねというふうな話で来たり、むしろ融資を勧めて、そしてその結果、地価が暴落したりして、中小企業が、中小企業だけではありません、大企業もそうですが、非常に困難に陥っている。そういう状況になったときに、今度はみんな返せと、回収を急ぐような行動をとっているというのは、銀行は非常に問題がある、むしろ貸し手責任を自覚すべきだ。

私の、貸し手責任を自覚すべきだというのは、端的に言えば、責任は半分半分、債権者と債務者、銀行と債務者がお互いに話し合って、アメリカでまさにプロジェクトファイナンスのときにやられているように、担保物件を処分すればそれで終わり、あとは債権放棄だというくらいのことを本来やるべきだというのは、私は個人的な信念として考えております。ただ、担保の価額とかあるでしょうから、そこは企業との話し合いにおい

て、では再建した場合にどこまで返せるかなというところの話は当然つけて、お互いに歩み寄るのが一番いいなというふうに思っているわけであり

ました。したがって、債権放棄というのは、貸し手責任をとるという意味では非常に意味のあることだというように私は思っているのですが、しかし、銀行がそれを認めて企業が再建できるというふうな状況に必ずしも来ておりません。むしろ銀行はなかなかあきらめない。そして借り手の方も結局、では利息が払えるところだけ払って、あとはずっと先延ばししているとかというふうな状況が続いてきたのだらうと思います。

そういう意味では、銀行がさつとそういう処理をしてくれればいいのですが、なかなかいきませんので、いかにない結果、結局銀行のバランスシートにも不良債権として残る、あるいは企業の方にも過大な債務として残るという状況が続いて、これをそのままほっておけば、新しい信用創造は起こらないし、企業の方も新しい投資行動が起これないというところで、じり貧になるという悪循環が続くわけであり

そこで最近では、やはりバランスシートから落とさなければいかぬではないかという話になりました。これは銀行のバランスシートから落とせばいいだけではない債権処理だとは思わないのです。同時に債務者のバランスシートからも落とさなければ、实体经济を救うという意味からいえば、むしろ債務者のバランスシートからどうして落とすかというのを考える必要がある。私は、その点は木島先生と同じような問題意識を持っていると自覚しております。

そのときにサービサーが、銀行がそれを処理するときに受け皿になるようにできるだけしておくというところは、私はサービサーが鬼の取り立てみたいになるとは思っておりません。むしろ逆に、民間サービサーが、ビジネスの観点から銀行から譲り受けて、早く債務者との間の話し合いをやつて、必要な債権放棄なり処分をするというこ

とを促進できるというふうに思っているわけであり

ます。したがって、最終処理の形には、サービサーへの売却とか、あるいは再建計画に基づく債権放棄とか法的整理とか、いろいろあるわけですが、けれども、それは、債務者の状態を見ながら適切に、それぞれ必要に応じてやっていくということでありまして、サービサーに扱わせるから、売却するから、これはもうおかしい、金融機関として責任を放棄するとも考えませんし、あるいは債務者にとって苦しいことになるとも言えないと思います。むしろそうではない方にサービサーは貢献してくれるものだというふうに期待して、ぜひ御理解賜りたいと思っております。

○木島委員 貸し手責任がある、貸し手の銀行と借り手の企業とが半分半分だ、銀行と債務者がよく話し合って担保処分なんかを合理的にやつたらいいと。

それなら、サービサーなんかに取り立てのために債権譲渡しないで、銀行が、回収というのは本来の業務なんですから、みずから債務者と顔を合わせてよく話し合う、そして本当にこの債務者が立ち直れるのかどうか、どういう経営をやれば立ち直れるのか、よく経営指導をする。そういう中で、債権回収がどうできるのか、どうすべきなのか、担保をどう評価するのか、それを話し合うところこそ、いわゆる銀行の貸し手としての責任がある。銀行経営のノウハウを持っていますから。

サービサーに譲渡しちゃつたら、期待をしていると今山本提案者は言っていました。サービサーというのは債権回収のための会社ですから、貸し出すための会社じゃないですから、取り立てだけで、期待はできないわけですよ。

私が国会図書館から勉強させていただいたところによりますと、こういう数字です。現在、銀行の自己査定、金融再生法に基づく資産査定状況、そして銀行法のリスク管理債権、三つ、ちよつとずらつと述べます。現状、こういう数字

です。

日本の銀行の自己査定、二〇〇九年九月現在では、要注意先が八十七兆円、破綻懸念先が十五兆円、実質破綻先と破綻先債権が八兆六千億円であります。

次に、金融再生法に基づく金融庁の資産査定報告によりますと、若干概念が違いますが、要管理債権、これは、自己査定の要注意先のうち、返済が三か月間おくれしている企業、貸し出し条件緩和をしている企業への貸出債権を金融庁は定義づけておりますが、これが九兆円。危険債権、これは銀行の自己査定の破綻懸念先債権とはほぼ同意義でありまして、この危険債権が十五兆三千億円。そして、破産更生債権、これは銀行の自己査定で言う実質破綻先、破綻先とはほぼ同一概念で、これが八兆六千億円。そういう状況です。

もう一つの観点、銀行法によるリスク管理債権によりますと、三か月以上の延滞債権、貸し出し条件緩和債権が九兆六千億円で、延滞債権、これはまあ銀行の自己査定で言う実質破綻先とはほぼ同意義になるでしょう、これは十八兆円です。それから破綻先債権が四兆円。そういう状況です。

そうしますと、今、いろいろな定義の仕方がありますが、要注意先債権あるいは破綻懸念先債権あるいは延滞債権、これらは、企業は生きているのです、現に命がけで企業経営をやっている中小企業の皆さんです、大企業もあるでしょう、この不況の中で必死になって頑張っている企業、特に中小零細企業に対する貸出債権なんです。生きています。金融機関の役割というのは、このような企業をつぶすんじゃないくて、本当に生かすことにあるんじゃないか。

今日の不良債権というのは、もう決してバブル時代の乱脈経営の結果じゃありません。それはほとんど終わっています、処理は。その後の十年間の、私に言わせれば、自民党中心の失政によって、消費税を値上げしたり、いろいろ国民負担増の政治をやった、国民の所得が目減りした、消費

が伸びない、消費不況ですから、それに基づく不況の波をかぶっている。また、外国からの湯水のよな工業製品、農産物の輸入の増大によって日本の企業が苦しんでいる。そういうところですから、このような破綻懸念先や要注意先や延滞債権は、つぶすんじゃないくて、安易にサービサーに送り込んで回収するんじゃないくて、サービサーにこのような債権を送り込まれたら破産するということですよ、倒産させられるということですから、そういうことじゃなくて、安易にサービサーに譲渡し回収に入るんじゃないくて、金融機関の社会的責任を全うすべきじゃないか。逆に言いますと、サービサーに安易に譲渡してしまうことは、金融機関の社会的責任の放棄じゃないか。

今回、こうした権限をさらに拡大する、青天井のようにしてしまうという法案ですが、果たして本改正法また元法に金融機関の社会的責任をきちり全うさせる歯どめというのはかかっているのですか。

○山本(幸)議員 サービサー法は、先ほどのお話からのちよつと経緯がありますが、おっしゃるように、金融機関が貸し手責任を感じて、そして債務者との間でうまく話し合いがつけば、これが一番いいにこしたことはありません。しかし、現実にはなかなかそういうふうにはいかない。それは、もともと債権金額が大きいですから、金融機関としての責任もあるわけでありまして、これをどう処理するかということをやつていきますと、長期間かけていろいろな交渉をしながらすると引きずっていくということにならざるを得ない。しかし、そうすると銀行経営に影響を及ぼすということでありまして、そのときに、サービサーという間に立つ事業者がいれば、金融機関から見れば当初の元本よりは低い値段で当然サービサーに売れるわけですから、サービサーから見ればなるべく安く買った方がいいという市場原理が働いて、サービサーに移るわけですね。すると、サービサーから見れば、もともとの元本の金額ということで考える必要はないわけ

ありまして、銀行から譲り受けたときの実際の金額で、後は回収ということ、債務者との間で話し合いを進めて、それよりも上回る形で回収できればいいわけですから、私は、サービサーがむしろあつた方が、銀行にそのまま置いておくよりも、そういう処理は進むというふうに思っております。

したがって、サービサーというのは、銀行、金融機関だけを救うということだけでやっているわけではありませんから、特別に法文上そういうことを明確に書いておられませんけれども、サービサーの行為規制とかあるいはいろいろな罰則等でその監督をしっかりとやるということを、また、きちつと法務省において不測の事態が起こらないように警察庁と相談しながらやるということにおいて、むしろ懸念されるようなサービサーの取り立てというものは防げる。

そして、サービサーがより重要な機能を果たしていけば、それは銀行にとつても、これはむしろ自分たちが直接やつて長引くよりはいいではないかという話になってくるわけで、当然、そういう銀行の責任もむしろ果たされるようになるというふうに考えています。

○木島委員 それは根本的に違うのですよ。サービサーがどういふ回収をやるか、丁寧にやるか、債務者の意向を聞いてやるか、そんな問題じゃないのですよ。

銀行がサービサーに債権を譲渡すること、これは、銀行と債務者の関係、融資関係、企業を生かすという関係、これを断ち切るということなんです。ですから、それをやつちやいかぬと私は言っているのですよ。

ニッセイ基礎研究所は、今日、小泉内閣がやろうとしている不良債権の二、三年での償却、直接償却をやつたらどうなるか、研究結果を発表しています。約二十二兆円の不良債権を直接償却すると、恐らく、日本で七万五千の中小企業が倒産するであろう、そして、百三十万人の失業者があふれ出るであろう、六兆八千億円の所得の減少にな

るであろうと試算をしております。ドイツ証券の試算でも、直接償却、これでやつたら約百一万人の失業者があふれ出るであろう。破綻先、破綻懸念先企業の雇用者が一〇〇%失業したと換算しますと、要するに直接償却というのは切り落とすことですから、そういう数字が試算されております。

第一生命経済研究所の試算でも、破綻先、破綻懸念先債権約二十四兆円が直接償却されたら、簡単に言えばサービサーに回つていったらということですよ、百一十万人の完全失業者が生まれ出るであろうと試算をされているのです。

やはり、こんな政治をやつたらデフレを一層進行させることになりはしないか、サービサーの権限拡大、サービサーが一生懸命やればやるほど、銀行から不良債権を譲り受ける枠が大きければ大きいほど、そういう状況を生み出すことになりはしないかということを、厳しく私は指摘しておきたい。

最後に、時間がもう迫っておりますから、一点だけ。今回の法改正によつて、利息制限法違反の債権まで取り立て行為の対象にいたしました。なぜこれを対象にするのでしょうか。これは、利息制限法違反の貸し出しを助長することになりはしませんか。貸し手のモラルハザードにつながりませんか。その危険を指摘して、もう時間ですから答弁はいいです。

こういう問題を持つていのがサービサー法であり、サービサー法の今度の改正による拡大なんです。そして、それを装置として使うことによつて、小泉内閣がやろうとしている不良債権の直接償却という意味なんです。ですから、私は、法務大臣としては、こんな法案は議員立法さ

れようとも法務省としては認めないという立場に立つてはしなかった、立つべきだと思つたのですが、法務大臣の所見だけ最後に求めて、質問を終わります。

○森山国務大臣 金融機能の再生強化のために

て瑕疵が生じた例であるとか、役員であるところの弁護士と会社が実際に対立するような、そういう事例が現状では生じているのかないのか。そういう問題はいろいろあることについてお伺いできますでしょうか。

○房村政府参考人 ただいま御指摘の、取締役として入った弁護士の方と会社とが、会社の業務に關して対立したりというようなことは、私どもとしては承知しておりません。

私どものところに來ますのは、請求を受けた人から電話等で苦情が入ってくるということが多いわけでありまして、その大半は、要するに、今までの債権者と違ふ人から請求された、一体どうなっているのだ、こういうようなものが中心でございまして。先ほどもお答えしたのですが、行為規制に違反するおそれがあるものについては必ず調査をしておりますし、その結果は、幸いそのようなことは今まで生じておりません。

○植田委員 役員である弁護士が適切な職務を果たしてはなかった、そういうケースはあったのでしょうか、なかったのでしょうか。

○房村政府参考人 取締役就任する弁護士の方の適格性につきましては、法務省として許可をするに当たりまして、日本弁護士連合会の意見も聞いた上で、この許可をしております。そういう期待にこたえて、現在まで、取締役に就任された弁護士の方は、的確にその職務を遂行して、業務の適切な運営に貢献していただいているものと認識しております。

○植田委員 いずれにしても、弁護士法七十二条の一定領域を限定的に解除しているわけですから、弁護士の関与の意味を薄れさせてはならない。そういう意味で、一層そういう運用をする必要があると思うわけです。

事前にいただいた資料の中で、サービサー会社が現在四十一社あるというふうに向つております。これも事実関係だけですけれども、まず、本法によりまして、常務に係る取締役を一名以上会社に入れなければならないとあるわけですが、そ

の実態。それと、四十一社あるサービサー会社の中で、社長ないし代表取締役、社長さんが弁護士である会社というのはどれくらいあるのだろうかというところをお伺いしたいと思うのです。

○房村政府参考人 実情でございますので法務省の方からお答えいたします。まず、会社の数でございますが、現段階では四十八社になっております。昨年末で四十一社でございまして、その後、ふえております。

それと、弁護士の関係でございますが、代表取締役が弁護士であるサービサー、これは一社でございます。ただ、これはちよつと特殊でございまして、株式会社整理回収機構、いわゆるRCCでございますね、これがサービサーでございますので、そこが代表取締役が弁護士をしている、こういうことでございまして。それ以外の会社は、もちろん必ず取締役に弁護士が入っております。複数の弁護士が取締役に就任している会社も、先ほどのRCCは非常に多くて六名も入っておりますが、それ以外に二社が取締役が弁護士が二名おります。

取締役に弁護士が必ずついているということ、サービサー法が要求しておりますのは、会社の内部から債権回収等についての適正な運営を担保する、こういう趣旨でございます。したがって、もちろん代表取締役が弁護士であるということもその方法であると思いますが、要するに、適切な監督がなされる体制が整えられておれば、それは代表取締役でなくても構わないのではないかとはいへないと思っております。

○山本(幸)議員 これは、個人的な意見になるのかも知れませんが、中坊さんがそういう話をされたことはあったと思いますが、その結果、今代表取締役社長さんに弁護士がなっているのは整理回収機構だけなのですね。そのほかは、そ

でありまして、通常の取締役と。

いろいろなそういう再建等をやろうとすると企業の話を聞きますと、そういう中で一番敷いのは整理回収機構なんですね。RCCなんです。融通がきかないのです。私は、弁護士さんが社長さんになって、融通もきかないで、債権放棄にも応じないというようなことがこりこりやられるよりは、やはり経済の実態というものをわかつている人が経営に当たって、そして、こういう債権者との間では、法律上の問題というよりは、その前に、企業を生かすためにはどれだけのところで手を打った方がいいとか、そういう判断がむしろフレキシブルにできるのは、そういう経済の実態がわかった人が経営に当たっている方が進むのではないかなと、個人的には思っております。

○植田委員 経済のわかった弁護士の方に社長になつていただければいいのでありまして、ちよつと何かやぶをつついて蛇を出したような質問をしてしまったような気がいたします。

それで、また幾つか事実関係ですけれども、特に暴力団員等の参入にかかわつてなんです。実際、この法律でも、そういう実態を否定できないということ、そういう排除も一つの大きな眼目としてとらえていると理解します。といつても、この法律が制定されて以降もそういう暴力団員等の介入の事例等があったやに聞いておりますけれども、その辺の実態については、具体的に調査なり、また掌握されておられるのでしょうか。

○房村政府参考人 このサービサー法では、暴力団排除を徹底しようということから、許可に当たっては、警察庁の協力を得まして、その意見を聞いた上で法務大臣が許可をするということにしております。

幸い、今までのところ、暴力団が関与をするような形で許可申請がなされた事例はございません。暴力団員がサービサー設立に藉口しておどすとか、そういうことがあったのは一件ございまして、これも、もちろんのことながら、許可申請等までは行っておりません。私どもも、その点は非

常に気を使つておりまして、立入検査等の際にも、そのような暴力団員の関与がどうかをわれないかということに力点を置いておりますし、また、現実に暴力団員等が関与した場合には、必ずや取り立て行為にあらわれるわけでありまして、苦情の聴取の場合にも、そういう点には意を用いております。

そういう意味で、現在においては、暴力団排除というのは貫徹しているというぐあいに言つて差し支えないと思ひます。

○植田委員 一件とおっしゃいましたけれども、恐らくこの事例なんですか、うなずくだけで結構なんですか、たまさか、いろいろと検索してしましたら、昨年の五月二十九日の毎日新聞で、右翼団体の構成員等が、世田谷の休眠会社を買ひ取つて債権回収会社に名義を変更して、法務省の債権回収監督室でサービサーの許可申請手続の指導を受けていた、そして、その後、この二人が暴力行為で逮捕されて、サービサーの許可申請手続が中断している、こういう記事を見たわけですが、この二人は、調べに対して、裏で会社を仕切るつもりやつたと供述しているようなんですけれども、この事例なんですかね、その一件といふのは。

○房村政府参考人 そういうことだと思つておりますが、許可手続が中断と申しますが、先ほど申し上げましたように、許可申請には至っておりません。

○植田委員 いずれにしても、こうしたウの目タカが目であつては人がいることは事実ですから、その辺は細心の注意は払つておられるとは思つていただけます、警察庁の方もお願いしていただけてすけれども、実際、幸い、いろいろな暴力団員等の事例の中で、サービサーが事前に警察庁に相談した結果、それを阻止できた、そうしたこともあるというふう聞いております。

そういう意味で、サービサーが警察庁にそうした要請をしたときの対応がどうなつてい

か。また、個々の警察ごとにばらつきがあつてはあきませんから、統一的な指導ができるマニュアルなりガイドラインというものが作成されているのかどうか。また、サービサーに対する警察からの暴力団関係者に対する情報の提供についてどうなっているのか。また、日常のサービサーと警察との協力、連絡等の体制がどうなっているのか。その点、細々しますが、ちよつとお願ひできますでしょうか。

○岡田政府参考人 サービサー業界からの暴力団の排除というのは大変重要な眼目だと思います。一般論として、債権回収の世界には暴力団がいろいろな形で介入するという事は事実でございますので、そういうことを踏まえて、この法律において、警察庁長官による援助の規定を置いていくところでございます。

警察庁では、十一年の二月の法律の施行以降、この規定に基づきまして、現在まで三十六件ほど援助を実施いたしております。

私どもの方では、援助の円滑な実施のために、庁内に援助の申し出を受ける担当者指定しております。それから、この規定の趣旨を徹底するために、各都道府県警察に対して通達を出して、担当者の研修なども行っております。また、現場の監視の方では、債権回収会社の幹部を招集しての協議会を開催して、活動実態に関する情報交換なども行っております。

警察といたしましては、今後とも引き続き関係機関、団体と緊密に連携をいたしまして、債権管理回収業からの暴力団の排除を徹底してまいりたいと思っております。

○植田委員 実際に、例えば競売の手続等々でも、偽計、威力の行為までは及んではええへんけれども、いろいろな形で問題が出てくる。そのことについて全国的に果敢な取り締まりが行われてきたかどうかという点についてはやや疑問を持つところもあるわけですが、実際に、サービサーの幾つかからも、サービサーでない者による組織的債権回収が公然と行われているのでその取

り締まりを徹底してほしい、そういう要望も来ていると聞いております。

そういう意味では、特にサービサーでない者が紛争性のあるような債権回収を業とする実態が一方であるとするならば、言ってみればこの法律が構築している仕組みそのものが崩壊することになると思ふわけですが、その意味で、そうした弁護士法、サービサー法の違反に係る摘発等々も今まで以上に積極的に行つていかぬことにはあかんやろと思ふわけですが、その点は御見解をお伺ひいたします。

○房村政府参考人 委員御指摘のとおりでありまして、やはり適正なサービサーの行為を私どもが監督すると同時に、弁護士法に違反するような行為についても、これは厳正に取り締まつていく必要があるというぐあいに考えております。

○植田委員 話を交えますけれども、先ほども議論のありました特定の金銭債権の範囲にかかわつてでございます。

これは提案者にお伺ひするわけですが、先ほどの議論でもありましたけれども、少なくとも当時のこの件については議論があつた。当時の提案者の杉浦議員の方も、質問に対して、議事録を引つ張つてみますと、対象債権の範囲については立法の過程で非常に問題になった大きな部分と吐露されておられますし、金融機関の債権に絞るべきだという考えは議論の中でもあつたというふうにおつしやつておられるわけです。

その結果、共同修正として提案された現行法というのは範囲を限定したというわけですが、まも、今回それが全部拡大しているという点は、まず、いかなる理由で、いかなる議論があつてそういうふうになされたのか。また、この件にかかわつて、当然、サービサー協会であるとか日弁連の御意見も、ヒアリングも伺つておられるようですから、どんな意見が出されてきたのか。その点について御答弁をお願いいたします。

○上田(男)議員 お答えいたします。今委員のお話にありましたように、今の現行法

が議員立法として成立する過程におきまして、今御紹介いただいたような経緯で対象となる債権が絞り込まれたわけでありまして。一つには、そのとき金融機関の不良債権の処理というのが喫緊の課題であつたということと、初めての業態であるのでいろいろと懸念される、心配される向きも多かった。

そういう意味で、対象とする債権を限定的に絞つた修正案で成立をさせたわけでありまして、法施行後も二年数カ月が経過してございまして、その間、サービサー四十八社がそれぞれ法律の趣旨にのつとつた適正な業務を行つていないということ、また、取扱債権の範囲についても、今の経済社会情勢の中からもつと拡大するという要請があることなどから今回この対象を拡大したわけでありまして、前回は含まれておりませんでした。二つ目としては、いわゆる資産流動化法上の特定資産であります金銭債権も含めておりますし、さらに、倒産手続中の債務者が有する金銭債権等を今回特定金融債権として新たに含めて追加しているわけでございます。

以上です。

○植田委員 今御答弁でもありましたように、そもそも立法の趣旨というのは、喫緊の課題になつてくる金融不良債権の処理ということですね。それと、債務者保護、暴力団排除の観点に照らしたときに、やはり必要な範囲というものを私は原則にすべきじゃないかと思つておられるんですが、金融不良債権処理の障害となつてくるノンバンクの貸付債権については私は妥当だろうと思ひます。ただ、ノンバンクの一般の貸付債権まで拡大するということは私としては首肯しかねるわけです。

というのは、一般消費者に対して小口の貸し付けを行つておる業者の債権というのは、不良債権の処理とはこれは基本的にかかわりないん連うか

と。そうなつてくると、本来の立法の趣旨とも関係がないじゃないかと私は思ふわけですね。

そういう意味で、今回の改正案で、事業を行う者に限るという事項を撤廃したということについては私は納得できないわけですが、なぜこれを取つたのかということについての御説明だけお伺ひします。

○山本(幸)議員 今日の経済金融社会におきまして、ノンバンクの重要性が高まつておるわけですが、不良債権処理も喫緊の課題になつておるわけです。このときに、ノンバンクの不良債権処理をやるときに、事業者向け、個人向けで貸付債権として変わりがあつてはならないわけでありまして、個人向けも当然不良債権になつていく分もあるわけですね。そういうものを処理していかないとけない。そしてまた、それが金融機関にもつながつていくことが現実としてあります。それから、実態的に、そういう処理をするときに、通常は銀行そしてノンバンクと一緒にバルクセルでやるのです。そのときに、これは事業者向け、これは個人向けで、個人向けだからだめだというようにするわけにはいかないと経済的な実態があるものですから、これはそういう二つの理由で、区別をする必要はもともとないんじゃないかというように判断した次第であります。

○植田委員 あと、時間がありませんから、言い置ただけで済ませたいと思つております。

これも先ほどありましたけれども、もう一つ今回の改正案の大きな問題は、利息制限法違反の貸付債権の履行の要求を禁止した行為規制を撤廃する、そして範囲を引き直すということにしたわけですが、これについては、少なくとも多重債務問題の解決を困難にしますし、消費者である一般国民の利益にも反しますし、そしてひょつとしたらこうした問題が大きな社会問題になるだろうということも私は非常に危惧しております。

ここは後で反対討論でさらさらと言つていただけますけれども、それだけ申し上げまして、時間があ

せんで、以上で終わります。
○保利委員長 これにて本案に対する質疑は結局いたしました。

○保利委員長 これより討論に入ります。
討論の申し出がありますので、順次これを許します。木島日出夫君。

○木島委員 私は、日本共産党を代表して、債権管理回収業に関する特別措置法、いわゆるサービサー法改正案に対し、反対討論を行います。

本法は、一九九八年のいわゆる金融国会で、金融再生トータルプラン関連六法案の一つとして自民党が議員立法で提出したものでありますが、我が党は、金融機関が不良債権の回収、処理をみずから行わずサービサーに委託、譲渡することを認めれば、安易な債権回収につながり、その結果、金融機関のいわゆる貸し手責任を免罪することになり、まじめな借り手を苦境に追い込む危険があるとして反対をいたしました。

本改正法案は、回収のためサービサーに譲渡できる対象債権を全面的に拡大するだけではなく、利息制限法違反の債権まで取り立て行為の対象とするものであり、利息制限法違反の貸し出しを事実上容認することになります。

政府は、本年四月六日に出した緊急経済対策で、金融機関が抱える不良債権の最終処理、すなわち直接償却を促進するために、破綻懸念のある債務者などを切り捨てていく方針を提起してきました。不良債権の早期最終処理によって多数の中小企業が倒産の危険にさらされ、百万人を超える失業者を生み出す懸念が各方面から指摘されています。小泉総理は、倒産する企業が出てくるかもしれないなどと人ごとのように言いますが、そんなでもないことです。

本改正案は、まさにその破綻懸念先債権を含むいわゆる不良債権を取り立てのためにサービサーに譲渡することを促進するもので、銀行の貸し手責任を免罪し、中小企業などと当該金融機関との取引関係を断ち切っていくものであります。それ

は、長引く不況の中で経営と雇用を守るために必死の頑張りをしている我が国の多くの中小零細企業に死刑の宣告をすることにはかなりません。我が党は、このような法案を断じて認めるわけにはまいりません。

以上で、私の反対討論を終わります。(拍手)
○保利委員長 次に、植田至紀君。

○植田委員 私は、社会民主党・市民連合を代表して、債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案に反対する立場から討論を行います。

現行法については、これまで弁護士にしかできなかった業務を許可制度をとることにより民間業者に解禁し、そのノウハウを最大限利用すること、いわゆる不良債権の実質的処理を促進するという立法目的に沿い、サービサー各社も現在活発な業務を展開していると認識するものであります。

しかし、改正案には重大な問題があると言わざるを得ません。

第一に、特定金銭債権の大幅な拡大です。そもそも、取扱債権の拡大については、本法制定時の国会審議においても議論が集中したところであり、審議において、立法の趣旨と債務者保護、暴力団等排除等の観点から危惧や懸念が寄せられていたところです。そのため、与野党共同修正案として提案された現行法では、サービサーが買い受けたり委託を受けて競売にかけたりできる債権の種類を限定したものであります。

第二に、事業を行う者に限るとした現行法の規定を撤廃する改正案は、立法の趣旨ともたがうものであり、ノンバンクの一般貸付債権にまで拡大することは、一般消費者の保護の観点からすれば重大な問題であります。

第三に、高利の利息を利息制限法の範囲に引き直した上で利息、元本の請求を可能とする改正案は、元本の再計算の困難性を考慮したとき、多重債務者の解決を困難にし、消費者である一般国民の利益に反し、大きな社会問題を生む危惧があります。

ます。
さらに、今回の改正によって、情報公開が不十分な会社や弁護士法第七十三条を潜脱する会社が出現する危険性についても指摘せざるを得ません。

以上の理由により、私も社民党ではこの改正案には反対するものであります。

○保利委員長 これにて討論は結局いたしました。

○保利委員長 これより採決に入ります。

山本幸三君外三名提出、債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○保利委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○保利委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、田村憲久君外三名から、自由民主党、民主党、無所属クラブ、公明党及び自由党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。佐々木秀典君。

○佐々木(秀)委員 ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表いたしましたして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(案)

政府は、この法律の施行に当たり、次の事項につき格段の配慮をすべきである。

一 サービサー制度が国民経済の健全な発展に資することを目的とするものであることにかんがみ、回収業務に従事する者に対する研修の実施など、制度の趣旨・内容について、関係者等に周知徹底されるよう努めること。

二 サービサーが取り扱う特定金銭債権が、貸金業の規制等に関する法律に規定する登録貸金業者が有するすべての債権に拡大されたことに伴い、債務者保護と業務の適正確保の観点から、サービサーに同法第十七条等に規定する債務者への書面の交付を遵守させるとともに、利息制限法に規定する適法利息に引き直す義務を確実に遵守させるよう努めること。

三 暴力団関係者の参入を排除する方策を一層徹底するとともに、弁護士法第七十二条に違反する代理者又は媒介者等から金銭債権の譲渡又は回収の委託を受けることを禁止する趣旨が徹底されるよう努めること。

四 回収に当たり債務者等の抗弁権の行使を阻害しないことなど、回収業務の適正な運用がなされ、かつ、本法第十七条及び第十八条に規定するサービサーの業務に関する規制が遵守されるよう、十分な指導監督を行うこと。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○保利委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

田村憲久君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○保利委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。森山法務大臣。

○森山国務大臣 ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと思っております。

○保利委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員

会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○保利委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○保利委員長 次に、相沢英之君外六名提出、商法等の一部を改正する等の法律案及び商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に關する法律案を一括して議題といたします。

両案について、提出者より趣旨の説明を聴取いたします。金子一義君。

商法等の一部を改正する等の法律案

商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う

関係法律の整備に關する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○金子(一)議員 ただいま議題となりました商法等の一部を改正する等の法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、自己株式の取得及び保有制限の見直し並びに株式の単位に係る規制の見直し等を行うものであります。その要点は、次のとおりであります。

まず、自己株式の取得及び保有制限の見直しにつきましては、第一に、自己株式の取得を原則として禁止し、例外的に特定の目的のための取得のみを認めている点を改め、一定の制限のもとに、取得目的にかかわらず、自己株式の取得を認めることとしたしております。

第二に、取得した自己株式を相当の時期に処分すべきこととしている点を改め、会社は、取得した自己株式を期間、数量等の制限なく保有するこ

とができることとしております。

第三に、自己株式の処分等について、保有する自己株式を取締役会の決議により消却することができるとするとともに、取締役会の決議により売却処分をすることができるとし、この売却処分の場合には、新株を発行する場合と同様の手続を経るべきこととしております。

第四に、自己株式の取得及び保有制限の見直しをするに伴い、消却目的による自己株式の取得方法等につき商法の特例を定めた株式の消却の手続に關する商法の特例に關する法律を廃止することとしております。

次に、株式の単位の見直しにつきましては、第一に、株式の大きさに係る制限等を撤廃し、会社が株式の大きさを自由に定めることができることとしております。

第二に、額面株式の制度を廃止し、無額面株式に統一することとしております。

第三に、株式の大きさを引き上げるための暫定的かつ過渡的な制度として導入された単位株式制度を廃止することとともに、会社が定款によつて一定の数の株式をもつて一単元の株式とする旨を定めることができる単元株式制度を創設することとし、この場合には、株主は、一単元の株式につき、一個の議決権を有することとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

続きまして、商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に關する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律は、商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、証券取引法等の関係法律について規定の整備を行うとするものであります。

証券取引法につきましては、自己株式の取得や処分の際に相場操縦やインサイダー取引が行われることを防止すること及び自己株式の取得に関するディスクロージャーを充実することを目的として、所要の措置を講ずることとしております。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決く

ださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○保利委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十三分散会

商法等の一部を改正する等の法律案

商法等の一部を改正する等の法律

〔商法の一部改正〕

第一条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第百六十六条第一項第四号及び第五号を次のように改める。

四及五 削除

第百六十六条第一項第六号中「並ニ額面無額面ノ別及數」を削り、同条第二項を削る。

第百六十八条第一項第五号中「額面無額面ノ別」を削る。

第百六十八條ノ三を次のように改める。

第百六十八條ノ三 削除

第百七十五條第二項第四号ノ三の次に次の一号を加える。

四ノ四 一 単元ノ株式ノ數ヲ定メタルトキハ其ノ數

第百七十五條第二項第九号中「額面無額面ノ別」を削り、同条第三項第一号を次のように改める。

一 削除

第百七十五條第三項第三号中「無額面株式ヲ發行シ又ハ額面以上ノ価額ヲ以テ額面株式ヲ發行スルトキハ」を削る。

第百八十条第二項中「引受アリタル株式」を「議決権」に改める。

第百八十八條第二項第一号中「第四号」を「第三号」に改める。

第百九十九條を次のように改める。

第百九十九條 削除

第百九十九條を次のように改める。

第二百二條 削除

第二百四條ノ三ノ二第七項中「且買受クルコトヲ得ベキ株式ノ數ハ第二百十條ノ三第一項ノ規定ニ依リ取得シタル株式ノ數ト併セテ發行済株式ノ總數ノ五分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ」を削る。

第二百九條第三項中「及端株券」を削る。

第二百十條を次のように改める。

第二百十條 会社ガ自己ノ株式ヲ買受クルニハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外定時總會ノ決議アルコトヲ要ス

前項ノ決議ハ左ニ掲グル事項ニ付之ヲ為スコトヲ要ス

一 決議後最初ノ決算期ニ關スル定時總會ノ終結ノ時迄ニ買受クベキ株式ノ種類、總數及取得価額ノ總額

二 特定ノ者ヨリ買受クルトキハ其ノ者前項第一号ノ取得価額ノ總額ハ貸借対照表上ノ純資産額ヨリ第二百十條第一項各号ノ金額及定時總會ニ於テ利益ヨリ配當シ若ハ支払フモノト定メ又ハ資本ニ組入レタル額ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第一項ノ定時總會ニ於テ第二百八十九條第二項又ハ第三百七十五條第一項ノ決議ヲ為シタル場合ニ於ケル前項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「金額及一トアルハ」金額ヨリ第二百八十九條第二項ノ決議ニ依リ減少スベキ準備金ノ額及第三百七十五條第一項ノ決議ニ依リ減少スベキ資本ノ額ヲ控除シタル額並ニ「トス

第二項第二号ニ定ムルトキハ第一項ノ決議ハ第三百四十三條ノ規定ニ依リ之ヲ為スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第二百四條ノ三ノ二第三項及第四項ノ規定ヲ準用ス

第一項ノ決議ヲ為ス場合ニ於ケル議案ノ要領ハ第二百三十二條ニ定ムル通知ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス第二項第二号ニ掲グル事項ニ關スル議案ノ要領ヲ記載スルトキハ次項ノ規定

第百九十九條を次のように改める。

第百九十九條を次のように改める。

第百九十九條を次のように改める。

第百九十九條を次のように改める。

第百九十九條を次のように改める。

第百九十九條を次のように改める。

ニ依ル請求アリ得ベキコトヲモ記載スルコトヲ要ス

株主ハ第二項第二号ニ掲グル事項ニ関スル議案ノ要領ガ記載サレタル前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ取締役ニ対シ會日ヨリ五日前ニ書面ヲ以テ其ノ事項ニ係ル議案ヲ売主ニ自己ヲモ加ヘタルモノト為スベキコトヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百五十六條ノ第三項ノ規定ヲ準用ス

第一項ノ決議ニ基キ株式ヲ買受クルニハ市場ニ於テスル取引又ハ証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二章ノ第二節ニ定ムル公開買付けノ方法ニ依ルコトヲ要ス但シ第二項第二号ニ掲グル事項ニ付決議アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百十條ノ二及び第二百十條ノ三を削る。
第二百十條ノ四第一項中「第二百十條ノ二第二項又ハ前條第一項」を「前條第一項又ハ第二百十一條ノ三第二項」に改め、同條第二項中「ヨリ第二百十條第五号ニ掲グルトキニ又ハ第二百十條ノ二第一項若ハ前條第一項ノ規定ニ依リ取得シテ有スル株式ノ時価ノ合計額ヲ控除シタル額」を削り、「前項ニ」を「同項ニ」に改め、「及其ノ取得シテ有スル株式ノ時価ノ合計額」を削り、同條を第二百十條ノ二とする。

第二百十一條を次のように改める。
第二百十一條 会社ガ有スル自己ノ株式ヲ処分スル場合ニ於テハ左ノ事項ハ取締役會之ヲ決ス但シ本法ニ別段ノ定アルトキ又ハ定款ヲ以テ株主總會ガ之ヲ決スル旨ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 処分スベキ株式ノ種類及數
二 処分スベキ株式ノ価額及払込期日
三 特定ノ者ニシテ之ニ対シ特定ノ有利ナル価額ヲ以テ株式ヲ譲渡スベキモノ並ニ之ニ対シ譲渡ス株式ノ種類、數及価額

株式ノ譲渡ニ付取締役會ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ前項第一号及第二号ニ掲グル事項ニ付第三百四十三條ニ定ムル

決議アルコトヲ要ス

第七十五條第一項第三項乃至第五項、第七十六條、第七十七條第二項、第七十八條、第七十九條、第二百八十條ノ二第二項乃至第五項、第二百八十條ノ三、第二百八十條ノ三ノ二、第二百八十條ノ六、第二百八十條ノ七、第二百八十條ノ九乃至第二百八十條ノ十一及第二百八十條ノ十五乃至第二百八十條ノ十八ノ規定ハ第一項ノ決議ニ基キ株式ヲ処分スル場合ニ、第二百八十條ノ二第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス但シ第一項第三号ニ掲グル事項ニ付決議アル場合ハ第二百八十條ノ三及第二百八十條ノ三ノ二ノ規定ハ之ヲ準用セズ

第二百十一條ノ二第一項及び第三項中「發行済株式ノ總數」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削り、「資本ノ過半ニ當ル出資口數」を「総社員ノ議決権ノ過半数」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第二百十一條ノ三 会社ハ取締役會ノ決議ヲ以テ其ノ子会社ノ有スル自己ノ株式ヲ買受クルコトヲ得
前項ノ決議ハ買受クベキ株式ノ種類、總數及取得価額ノ總額ニ付之ヲ為スコトヲ要ス
前項ノ取得価額ノ總額ハ最終ノ貸借対照表上ノ純資産額ヨリ第二百九十三條ノ五第三項各号ノ金額及同條第一項ノ規定ニ依リ分配シタル金銭ノ額ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二百十二條を次のように改める。
第二百十二條 会社ハ取締役會ノ決議ヲ以テ其ノ有スル自己ノ株式ヲ消却スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ消却スベキ株式ノ種類及數ヲ定ムルコトヲ要ス
前項ノ決議ヲ為シタル場合ニ於テハ会社ハ遲滞ナク株式失効ノ手續ヲ為スコトヲ要ス

第二百十三條を次のように改める。
第二百十三條 株式ハ前條ノ規定ニ依ルノ外資

本減少ノ規定ニ從フ場合又ハ定款ノ規定ニ基キ株主ニ配當スベキ利益ヲ以テスル場合ニ非ザレバ之ヲ消却スルコトヲ得ズ

第二百十五條第一項及第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ株式ヲ消却スル場合ニ之ヲ準用ス前項ニ於テ準用スル第二百十五條第二項ノ期間満了ノ時第二百七十六條第二項ニ於テ準用スル第二百十條ノ手續ガ未ダ終了セザルトキハ其ノ終了ノ時ニ於テ株式ヲ消却ノ効力ヲ生ズ

第二百十四條第一項中「最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ヲ發行済株式ノ總數ヲ以テ除シタル額ガ五万円以上トスル為」を削り、及び「其ノ額ヲ五万円以上トスル為」を削り、同項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テハ取締役ハ株主總會ニ於テ株式ノ併合ヲ為スコトヲ必要トスル理由ヲ開示スルコトヲ要ス
第二百十四條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於ケル議案ノ要領ハ第二百三十二條ニ定ムル通知ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス
第二百十五條第一項中「及端株券」を削り、「並ニ前條第二項」を「及前條第三項」に改め、同條第三項中「前條第二項」を「前條第三項」に改める。

第二百十六條第一項中「又ハ旧端株券」及び「又ハ新端株券」を削る。
第二百十七條を次のように改める。

第二百十七條 削除
第二百十八條第二項を次のように改める。
前項ノ場合ニ於テハ第三百四十二條ノ規定ニ拘ラズ取締役會ノ決議ヲ以テ定款ヲ變更シテ会社ガ發行スル株式ノ總數ヲ株式ノ分割ノ割合ニ応ジテ増加スルコトヲ得但シ現ニ二以上ノ種類ノ株式ヲ發行シタル会社ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二百十八條第三項を削る。
第二百十九條第一項中「株式ノ分割ニ因リ株券及端株券ヲ提出スルコトヲ要セザル」を「前

條第一項ノ決議ヲ為シタル」に改め、同條第二項中「前項ノ場合ニ於テハ」を削り、同條第三項中「第一項ノ場合ニ於テ」を削り、「同項」を「第一項」に改め、「額面無額面ノ別」を削り、同條第四項を削る。

第二百二十條を次のように改める。
第二百二十條 株式ノ發行、併合又ハ分割ニ因リ一株ニ滿タザル端數ヲ生ズルトキハ其ノ部分ニ付新ニ發行シタル株式ヲ競売シ且其ノ端數ニ応ジテ其ノ代金ヲ從前ノ株主ニ交付スルコトヲ要ス但シ端株原簿ニ記載スベキ端株ノ部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

会社ハ前項ノ競売ニ代ヘ市場價格アル株式ハ其ノ價格ヲ以テ之ヲ売却シ又ハ買受ケ市場價格ナキ株式ハ裁判所ノ許可ヲ得テ競売以外ノ方法ニ依リ之ヲ売却スルコトヲ得
第二百四條ノ四第四項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ買受クル場合ノ株式ノ移転ニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ株券ヲ提出スルコト能ハザル者アルトキハ会社ハ其ノ者ノ請求ニ依リ利害關係人ニ對シ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ベキ旨ヲ公告シ其ノ期間經過後ニ於テ同項ノ代金ヲ交付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百十六條第一項但書及第二項ノ規定ヲ準用ス

第二百二十條の次に次の五條を加える。
第二百二十條ノ二 株式ノ發行、併合又ハ分割ニ因リ一株ノ百分ノ一ノ整數倍ニ當ル端數ヲ生ジタルトキハ其ノ端數ヲ端株トシテ之ニ付左ノ事項ヲ端株原簿ニ記載スルコトヲ要ス但シ次條第一項第三号ノ權利ヲ与ヘザル旨ノ定款ノ定アルトキハ第四号ノ事項ニ付テハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ

一 端株主ノ氏名及住所
二 各端株主ノ有スル端株ノ種類及一株ニ付スル割合
三 各端株ノ取得ノ年月日
四 轉換株式ニ係ル端株ナルトキハ第二百一十二條ノ四ニ掲グル事項

会社ハ定款ヲ以テ端株原簿ニ記載スベキ端数ノ一株ニ対スル割合ニ付異ナル割合ヲ定メ又ハ一株ニ満タザル端数ヲ端株トシテ端株原簿ニ記載セザル旨ヲ定ムルコトヲ得

会社ノ成立後定款ヲ変更シテ前項ノ定額ノ場合ニ於テハ取締役ハ株主總會ニ於テ其ノ變更ヲ必要トスル理由ヲ開示スルコトヲ要ス

第二百六条第二項前段ノ規定ハ端株原簿ニ、前条第一項乃至第三項ノ規定ハ定款ノ變更ニ因リ端株ガ端株原簿ニ記載サレザルモノトナリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十条ノ三 端株主ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外株主トシテ左ニ掲グル權利以外ノ權利ヲ有セズ

一 利益若ハ利息ノ配当又ハ第二百九十三條ノ五第一項ノ金銭ノ分配ヲ受クル權利

二 株式ノ消却、併合若ハ分割又ハ会社ノ株式交換、株式移転、分割若ハ合併ニ因リ金銭又ハ株式ヲ受クル權利

三 株式ノ転換ヲ請求スル權利

四 第二百八十条ノ二第一項第五号、第三百四十一條ノ二第二項第六号又ハ第三百四十一條ノ八第二項第八号ノ引受權ヲ受クル權利

五 残余財産ノ分配ヲ受クル權利

会社ハ定款ヲ以テ端株主ニ対シ前項第一号、第三号又ハ第四号ノ權利ヲ与ヘザル旨ヲ定ムルコトヲ得

第二百二十条ノ四 会社ハ端株主トシテ權利ヲ行使スベキ者ヲ定ムル為一定ノ日ニ於テ端株原簿ニ記載アル端株主ヲ以テ其ノ權利ヲ行使スベキ端株主ト看做スコトヲ得

第二百二十四条ノ三第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ日ニ之ヲ準用ス

第二百二十条ノ五 端株主ハ其ノ端株ト併セテ一株トナルベキ端株ヲ取得シタル時ニ株主トナル

第二百二十四条ノ三第一項ノ期間内ニ前項ノ規定ニ依リ株主トナリタル株主ハ其ノ期間内

ハ議決權ヲ有セズ

会社ガ總會ニ於テ議決權ヲ行使スベキ株主ヲ定ムル為第二百二十四条ノ三第一項ノ規定ニ依リ一定ノ日ヲ定メタルトキハ其ノ日後第二項ノ規定ニ依リ株主トナリタル株主ハ其ノ總會ニ於テ議決權ヲ有セズ

第二百二十条ノ六 端株主ハ会社ニ対シ自己ノ有スル端株ヲ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

市場価格アル株式ニ係ル端株ニ付前項ノ請求アリタルトキハ其ノ株式一株ノ請求ノ日ノ最終ノ市場価格ニ相当スル額ニ其ノ端株ノ一株ニ対スル割合ヲ乗ジタル額ヲ以テ売買価格トス

第二百四十四條ノ四第一項及第二項ノ規定ハ市場価格ナキ株式ニ係ル端株ニ付第一項ノ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス

前項ニ於テ準用スル第二百四十四條ノ四第一項ノ期間内ニ同項ノ決定ノ請求ナキトキハ最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ヲ發行済株式ノ総数ヲ以テ除シタル額ノ前項ノ端株ノ一株ニ対スル割合ヲ乗ジタル額ヲ以テ売買価格トス

第二百四十四條ノ四第四項ノ規定ハ第一項ノ請求アリタル場合ノ端株ノ移転ニ之ヲ準用ス

第二百二十一条ノ條を次のように改める。

第二百二十一条 会社ハ定款ヲ以テ一定ノ数ノ株式ヲ以テ一単元ノ株式トスル旨ヲ定ムルコトヲ得但シ一単元ノ株式ノ数ハ千及發行済株式ノ総数ノ二百分ノ一二当ル数ヲ超ユルコトヲ得ズ

一単元ノ株式ノ数ヲ減少シ又ハ其ノ数ノ定ヲ廃止スル場合ニ於テハ第三百四十二條ノ規定ニ拘ラズ取締役會ノ決議ヲ以テ定款ノ變更ヲ為スコトヲ得

会社ガ数種ノ株式ヲ發行スル場合ニ於テハ一単元ノ株式ノ数ハ株式ノ種類毎ニ之ヲ定ムルコトヲ要ス

一単元ノ株式ノ数ヲ定メタル会社ハ第二百一

十條ノ二第二項ノ規定ニ依リ定款ヲ以テ一株ニ満タザル端数ヲ端株トシテ端株原簿ニ記載セザル旨ヲ定メタルモノト看做ス

会社ハ定款ヲ以テ一単元ノ株式ノ数ニ満タザル株式ニ係ル株券ヲ發行セザル旨ヲ定ムルコトヲ得但シ会社ガ株主ノ為ニ必要ト認ムルトキハ定款ノ定ニ拘ラズ其ノ株式ニ係ル株券ヲ發行スルコトヲ妨ゲズ

第二百二十条ノ二第三項ノ規定ハ会社ノ成立後定款ヲ變更シテ第一項本文ノ定額ノ場合ニ、第二百十九條第一項及第二項ノ規定ハ第二項ノ場合ニ、前条ノ規定ハ一単元ノ株式ノ数ニ満タザル株式ニ之ヲ準用ス

第二百二十二條第一項中「分配」の下に「株式ノ買受」を加え、同条第三項中「分割」の下に「買受」を加える。

第二百二十二條ノ五第二項に次のただし書を加える。

但シ端株ニ付テノ転換ノ請求ハ請求書ノミ提出ヲ以テ足ル

第二百二十三條第二号中「額面無額面ノ別」を削る。

第二百二十四條第三項中「又ハ質權者」を「質權者又ハ端株主」に改める。

第二百二十五條第三号から第五号までを次のように改める。

三乃至五 削除

第二百三十條ノ二から第二百三十條ノ九までを次のように改める。

第二百三十條ノ二乃至第二百三十條ノ九 削除

第二百三十二條ノ二第一項中「發行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決權」に改め、「二当ル株式」を削り、「三百株以上ノ株式」を「三百個以上ノ議決權」に改める。

第二百三十七條第一項、第二百三十七條ノ二第一項及び第二百三十九條第一項中「發行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決權」に改め、「二当ル株式」を削る。

第二百四十條を次のように改める。

第二百四十條 削除

第二百四十一條第一項に次のただし書を加える。

但シ一単元ノ株式ノ数ヲ定メタル場合ニ於テハ一単元ノ株式ニ付一個ノ議決權ヲ有ス

第二百四十一條第三項中「發行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決權」に、「株式又ハ」を「議決權又ハ」に、「資本」を「総社員ノ議決權」に、「出資口数」を「議決權」に改める。

第二百四十二條第三項中「第一項ノ株式ノ総数」の下に「(一)単元ノ株式ノ数ヲ定メタル会社ニ於テハ同項ノ株式ニ係ル株式ノ数ニ付株式ノ種類毎ニ其ノ種類ノ株式ノ一単元ノ数ヲ以テ除シタル数ノ合計数」を、「發行済株式ノ総数」の下に「(一)単元ノ株式ノ数ヲ定メタル会社ニ於テハ其ノ数ニ付株式ノ種類毎ニ其ノ種類ノ株式ノ一単元ノ数ヲ以テ除シタル数ノ合計数」を加える。

第二百四十五條ノ三第一項中「額面無額面ノ別」を削る。

第二百四十五條ノ五第四項中「額面無額面ノ別」を削り、同条第六項中「發行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決權」に改め、「二当ル株式」を削る。

第二百五十六條ノ二中「株式ノ数」を「議決權」に、「發行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決權」に改める。

第二百五十六條ノ三第三項中「一株」の下に「(一)単元ノ株式ノ数ヲ定メタルトキハ一単元ノ株式」を加える。

第二百五十七條第三項中「發行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決權」に改め、「二当ル株式」を削る。

第二百六十六條第六項中「發行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決權」に改める。

第二百八十条ノ二第一項第一号、第三号、第五号及び第八号中「額面無額面ノ別」を削り、同項第九号を削り、同条第二項中「額面無額面ノ別」を削り、同条に次の一項を加える。

市場価格アル株式ヲ公正ナル価額ニテ発行スル場合ニ於テハ第一項第二号ノ発行価額ニ付テハ其ノ決定ノ方法ヲ定ムルヲ以テ足ル

第二百八十條ノ三ノ二中「額面無額面ノ別」を削り、「発行価額」の下に「(第二百八十條ノ二第五項ノ規定ニ依リ発行価額ノ決定ノ方法ヲ定メタル場合ハ其ノ方法)を加える。

第二百八十條ノ三ノ三第二項中「次条第一項但書」を「次条第二項」に、「第二百八十條ノ五第四項」を「第二百八十條ノ五第三項」に改める。

第二百八十條ノ四第一項ただし書を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ株主ハ一株ノ百分ノ一(第二百二十條ノ二第二項ノ規定ニ依リ異ナル割合ヲ定メタル場合ハ其ノ割合)ニ満タザル端数ニ付テハ前項ノ權利ヲ有セズ一株ニ満タザル端数ヲ端株トシテ端株原簿ニ記載セザル旨ノ定アル場合ニ於ケル一株ニ満タザル端数ニ付亦同ジ

第二百八十條ノ五第一項中「額面無額面ノ別」を削り、同条第三項中「前二項ノ通知又ハ公告ハ第一項」を「前項ノ通知ハ同項」に改め、同条第四項中「又ハ公告」を削り、同条第二項を削る。

第二百八十條ノ五ノ二第一項中「額面無額面ノ別」を削る。

第二百八十條ノ六第二号中「額面無額面ノ別」を削り、同条第三号中「及第九号」を削り、同条第四号を次のように改める。

四 削除

第二百八十條ノ六ノ二第二項第三号中「額面無額面ノ別」を削る。

第二百八十條ノ七中「又ハ第二百八十條ノ二第一項第九号ノ金額」を削る。

第二百八十條ノ九ノ二を削る。

第二百八十條ノ十七第二項中「及端株券」を削る。

第二百八十條ノ十九第二項中「額面無額面ノ別」を削る。

別」を削り、同項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テハ取締役ハ取締役又ハ使用人ニ新株ノ引受権ヲ与フルコトヲ必要トスル理由ヲ開示スルコトヲ要ス

第二百八十條ノ十九第三項中「及第二百十條ノ二第二項第三号ニ定ムル場合ニ於ケル同項ノ決議ニ係ル譲渡スベキ株式ニシテ未ダ取締役又ハ使用人ニ譲渡サザルモノ」を削り、同条第六項中「第二百十條ノ二第二項後段及第八項前段」を「第二百十條第六項前段」に改める。

第二百八十條ノ二十一第二項第一号中「額面無額面ノ別」を削る。

第二百八十四條ノ二第二項ただし書、第三項及び第四項を削る。

第二百八十八條中「会社ハ」の下に「資本準備金ノ額ト併セテ」を加える。

第二百八十八條ノ二第一項第二号中「第三百五十七條前段」を「第三百五十七條」に改め、同項第三号中「第三百六十七條前段」を「第三百六十七條」に改め、同項第三号ノ二中「第三百七十四條ノ五前段」を「第三百七十四條」に改め、同項第三号ノ三中「第三百七十四條ノ二十一前段」を「第三百七十四條ノ二十一」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 削除

第二百八十八條ノ二第三項中「第一項第三号ノ二」を「前項第三号ノ二」に改め、同条第二項を削る。

第二百八十九條第二項を次のように改める。
会社ハ前項ノ規定ニ拘ラズ株主總會ノ決議ヲ以テ資本準備金及利益準備金ノ合計額ヨリ其ノ資本ノ四分ノ一ニ相当スル額ヲ控除シタル額ヲ限度トシテ資本準備金又ハ利益準備金ノ減少ヲ為スコトヲ得

第二百八十九條次に次の一項を加える。

第三百七十五條第二項、第三百七十六條第二項第三項及第三百八十條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百九十條第一項第五号を次のように改める。

五 削除

第二百九十三條ノ五第三項第四号を次のように改める。

四 削除

第二百九十三條ノ五第三項第六号中「第二十條ノ二第二項又ハ第二百十二條ノ二第一項」を「第二百十條第一項」に改め、同条第五項中「ヨリ第二百十條第五号ニ掲グルトキニ又ハ第二百十條ノ二第一項若ハ第二百十條ノ三第一項ノ規定ニ依リ取得シテ有スル株式ノ時価ノ合計額ヲ控除シタル額」を削る。

第二百九十三條ノ六第一項、第二百九十三條ノ八第一項及び第二百九十四條第一項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

第二百九十九條第一項中「第二百四十條」を削る。

第三百四十一條ノ二ノ四第二項中「第二百八十條ノ四第二項」を「第二百八十條ノ四第三項」に改める。

第三百四十一條ノ二ノ五第二項及び第三百四十一條ノ十一第二項中「乃至第四項」を「及第三項」に改める。

第三百四十三條中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

第三百四十五條第一項中「株主總會ノ決議」の下に「(第二百二十一條第二項ノ規定ニ依リ定款ヲ變更スル場合ニハ同項ノ決議)を加え、同条第二項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

第三百四十八條第一項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、同項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テハ一單元ニ満タザル数ノ株式ノミヲ有スル株主ノ数及第二百四十一條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ議決権ヲ有セザル株主ノ数ハ総株主ノ数ニ之ヲ算入セズ

第三百五十條第一項中「及端株券」を削る。

第三百五十一條を次のように改める。

第三百五十一條 削除

第三百五十三條第二項第二号中「額面無額面ノ別」を削る。

第三百五十六條中「ニシテ第二百十一條ノ規定ニ依リ相當ノ時期ニ処分ヲ為スコトヲ要スルモノ」及び「額面無額面ノ別」を削る。

第三百五十七條後段を削る。

第三百五十八條第六項中「額面無額面ノ別」を削り、同条第八項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

第三百五十九條第一項中「及端株券」を削り、「提出スベキ旨並ニ」を「提出スベキ旨及」に改める。

第三百六十二條第二項中「株式ヲ併合セザル場合ニ於テ」を削り、同条第一項を削る。

第三百六十七條後段を削る。

第三百六十八條第一項中「及端株券」を削り、「提出スベキ旨並ニ」を「提出スベキ旨及」に改める。

第三百七十一條第二項中「株式ヲ併合セザル場合ニ於テ」を削り、同条第一項を削る。

第三百七十四條第二項第七号を次のように改める。

七 削除

第三百七十四條ノ五後段を削る。

第三百七十四條ノ七第一項中「分割ニ際シテ株券及端株券ヲ提出スルコトヲ要セザルトキ」を削り、同条第二項中「額面無額面ノ別」を削る。

第三百七十四條ノ十五第二項及び第三項を削る。

第三百七十四條ノ十七第二項第二号中「額面無額面ノ別」を削り、同項第七号を次のように改める。

七 削除

第三百七十四条ノ十九中「ニシテ第二百十一
条ノ規定ニ依リ相当ノ時期ニ処分ヲ為スコトヲ
要スルモノ」及び「額面無額面ノ別」を削
る。

第三百七十四条ノ二十一後段を削る。

第三百七十四条ノ二十二第三項中「第三百七
十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ
三十一第三項」に改める。

第三百七十四条ノ二十三第六項中「額面無額
面ノ別」を削り、同条第八項中「発行済株式
ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当
ル株式」を削る。

第三百七十四条ノ三十一第一項及び第三項を
削る。

第三百七十七条から第三百七十九条までを次
のように改める。

第三百七十七条乃至第三百七十九条 削除

第三百八十一條第一項中「発行済株式ノ総
数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株
式」を削る。

第三百九十八條第二項中「第二百八十條ノ十
五」の下に「第二百一十一條第三項ニ於テ準用
スル場合ヲ含ム」を加える。

第四百六六條ノ二第一項中「発行済株式ノ総
数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株
式」を削る。

第四百七十七條中「発シ且端株券ヲ発行シタル場
合ニ於テハ之ヲ公告スル」を「発スル」に改め
る。

第四百九条第二号中「額面無額面ノ別」を
削る。

第四百九条ノ二中「ニシテ第二百一十一條ノ規
定ニ依リ相当ノ時期ニ処分ヲ為スコトヲ要スル
モノ」及び「額面無額面ノ別」を削る。

第四百十三條を次のように改める。

第四百十三條 削除
第四百十三條ノ二第一項後段及び第二項後段
を削る。
第四百十三條ノ三第六項中「額面無額面ノ

別」を削り、同条第八項中「発行済株式ノ総
数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株
式」を削る。

第四百十六條第四項中「株式ヲ併合セザル場
合ニ於テ」を削り、同条第三項を削る。

第四百二十六條第二項及び第四百五十二條第
一項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決
権」に改め、「二当ル株式」を削る。

第四百八十九條第一号中「又ハ質權ノ目的ト
シテ之ヲ受ケ」を削る。

第四百九十四條第一項第一号中「及第二百八
十條ノ十一第二項」を「第二百八十四條ノ十一
第二項(第二百一十一條第三項及第三百四十一
條ノ七第一項(第三百四十一條ノ十八ニ於テ準用
スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)及
第三百九十四條ノ二第四項ニ於テ準用スル場合
ヲ含ム)」に、「発行済株式ノ総数」を「総株主
ノ議決権」に、「二当ル株主、三百株以上ノ株
式」を「有スル株主、三百個以上ノ議決権」
に改め、同項第三号中「第二百八十條ノ十」の
下に「(第二百一十一條第三項及第三百四十一
條ノ七第一項(第三百四十一條ノ十八ニ於テ準用
スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」
を加える。

第四百九十八條第一項第六号中「第二百七十七
條第三項」の下に「第二百八十九條第三項」
を、「処分」の下に「準備金ノ減少」を加え、
同項第九号中「第二百八十條ノ六」の下に
「第二百一十一條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含
ム」を加え、同項第十号中「又ハ第二百八十
條ノ十四」を「第二百一十一條第三項及第二百
八十條ノ十四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」に
改め、同項第十一号ノ二中「第二百十條ノ二第
九項又ハ第二百十二條ノ二第四項ニ於テ準用ス
ル第二百十條ノ二第九項」を「第二百十條第七
項」に改め、同項第十二号中「第二百一十一條
又ハ第二百一十一條ノ二第二項」を「第二百一
十一條ノ二第二項又ハ第二百一十一條第二項」
に、「株式失効ノ手続又ハ株式若ハ質權ノ処分」を「株

式ノ処分又ハ株式失効ノ手続」に改め、同項第
十三号中「第二百一十二條ノ二第一項」を「第二
百一十三條第一項」に改め、同項第十四号中「
端株券」を削り、同項第十九号及び第二十号中
「第三百七十一條第三項」を「第三百七十一條
第二項」に、「第三百七十四條ノ三十一第五項」
を「第三百七十四條ノ三十一第三項」に改める。
(有限会社法の一部改正)

第二条 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)
の一部を次のように改正する。

第十條中「トシ五万円ヲ下ルコトヲ得ズ」を
「ナルコトヲ要ス」に改める。

第二十三條の次に次の二條を加える。

第二十三條ノ二 会社ハ本法ニ別段ノ定アル場
合ヲ除ク外第四十八條ニ定ムル決議ヲ以テ
其ノ有スル自己ノ持分ヲ処分スルコトヲ得此
ノ場合ニ於テハ第十二條第一項第二項、第四
十九條(第一号及第二号ヲ除ク)、第五十一條
乃至第五十二條ノ二及第五十六條ノ規定ヲ準
用ス

第二十三條ノ三 会社ハ第四十八條ニ定ムル決
議ヲ以テ其ノ有スル自己ノ持分ヲ消却スルコ
トヲ得
前項ノ決議ヲ為シタル場合ニ於テハ会社ハ遅
滞ナク持分失効ノ手続ヲ為スコトヲ要ス
第二十四條第一項中「第二百十條、第二百十
條ノ三第一項第二項、第二百十條ノ四第一項第
二項、第二百一十一條」を「第二百十條第一項
乃至第三項、第二百十條ノ二第一項第二項」に、
「第二百一十二條第一項及第二百一十二條ノ二
第一項第三項第五項第六項」を「及第二百十三
條」に改め、同条第四項中「第一項ニ於テ」を「前
項ニ於テ」に、「第二百一十二條ノ二第一項」を
「第二百十條第一項」に、「第二百十條ノ二第二
項前段第八項前段」を「第二百十條第六項前段」
に改め、同条第六項中「第三項及商法第二百十
條ノ四第二項但書」を「及第三項」に、「第二
百一十二條ノ二第六項」を「第二百十條ノ二第
二項」に改め、同条第一項、第三項及び第五項を

削る。

第三十一條ノ三第一項、第三十七條第一項、
第四十四條ノ二第一項、第四十四條ノ三及び第
四十五條第一項中「資本」を「総社員ノ議決権」
に改め、「二当ル出資口数」を削る。

第四十六條第一項中「第二百八十八條、第
二百八十八條ノ二第一項第三項乃至第六項、第
二百八十九條第一項本文第二項」を「乃至第二
百八十八條ノ二、第二百八十九條第一項本文第
二項第三項」に改める。

第五十八條第二項及び第六十三條第二項中
「第二百七十七條第一項」を「第二百二十條第一
項」に改める。

第六十三條ノ六第二項中「第二百七十七條第一
項」を「第二百二十條第一項」に改め、同条第
一項の次に次の一項を加える。

分割ニ因リテ設立スル有限会社ガ分割ヲ為ス
有限会社ノ社員ニ對シ分割ニ際シテ出資ノ割
當ヲ為ス場合ニ於テ分割ヲ為ス有限会社ガ分
割ニ際シテ持分ノ併合ヲ為スコトキハ前項ニ於
テ準用スル商法第三百七十四條第一項ノ分割
計畫書ニ其ノ方法ヲ記載スルコトヲ要ス
第六十三條ノ九第二項中「第二百七十七條第一
項」を「第二百二十條第一項」に改め、同条第
三項中「第六十三條ノ四」の下に「第六十三
條ノ六第二項」を加える。

第七十一條ノ二第一項中「資本」を「総社員
ノ議決権」に改め、「二当ル出資口数」を削る。
第七十八條第一項第二号中「又ハ質權ノ目的
トシテ之ヲ受ケ」を削る。

第八十二條第一項第二号中「資本」を「総社
員ノ議決権」に改め、「二当ル出資口数」を削
る。

第八十五條第一項第六号の次に次の一号を加
える。

六ノ二 第二十三條ノ三第一項又ハ第二十四
條第一項ニ於テ準用スル商法第二百十三條
第一項ノ規定ニ違反シテ持分ノ消却ヲ為シ
タルトキ

第六十三條ノ九第二項中「第二百七十七條第一
項」を「第二百二十條第一項」に改め、同条第
三項中「第六十三條ノ四」の下に「第六十三
條ノ六第二項」を加える。

第七十一條ノ二第一項中「資本」を「総社員
ノ議決権」に改め、「二当ル出資口数」を削る。
第七十八條第一項第二号中「又ハ質權ノ目的
トシテ之ヲ受ケ」を削る。

第八十二條第一項第二号中「資本」を「総社
員ノ議決権」に改め、「二当ル出資口数」を削
る。

第八十五條第一項第六号の次に次の一号を加
える。

六ノ二 第二十三條ノ三第一項又ハ第二十四
條第一項ニ於テ準用スル商法第二百十三條
第一項ノ規定ニ違反シテ持分ノ消却ヲ為シ
タルトキ

第六十三條ノ九第二項中「第二百七十七條第一
項」を「第二百二十條第一項」に改め、同条第
三項中「第六十三條ノ四」の下に「第六十三
條ノ六第二項」を加える。

第七十一條ノ二第一項中「資本」を「総社員
ノ議決権」に改め、「二当ル出資口数」を削る。
第七十八條第一項第二号中「又ハ質權ノ目的
トシテ之ヲ受ケ」を削る。

第八十二條第一項第二号中「資本」を「総社
員ノ議決権」に改め、「二当ル出資口数」を削
る。

第八十五條第一項第六号の次に次の一号を加
える。

六ノ二 第二十三條ノ三第一項又ハ第二十四
條第一項ニ於テ準用スル商法第二百十三條
第一項ノ規定ニ違反シテ持分ノ消却ヲ為シ
タルトキ

第六十三條ノ九第二項中「第二百七十七條第一
項」を「第二百二十條第一項」に改め、同条第
三項中「第六十三條ノ四」の下に「第六十三
條ノ六第二項」を加える。

第七十一條ノ二第一項中「資本」を「総社員
ノ議決権」に改め、「二当ル出資口数」を削る。
第七十八條第一項第二号中「又ハ質權ノ目的
トシテ之ヲ受ケ」を削る。

第八十二條第一項第二号中「資本」を「総社
員ノ議決権」に改め、「二当ル出資口数」を削
る。

第八十五條第一項第六号の次に次の一号を加
える。

六ノ二 第二十三條ノ三第一項又ハ第二十四
條第一項ニ於テ準用スル商法第二百十三條
第一項ノ規定ニ違反シテ持分ノ消却ヲ為シ
タルトキ

十條ノ二第一項の規定の適用については、同項中「又ハ第二百十一條ノ三第一項」とあるのは、「第二百十一條ノ三第一項又ハ商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第○号)附則第三條第六項二規定スル施行後買受規定」とする。

(この法律の施行日を含む營業年度以前に自己の株式を買い受けた取締役の責任に関する経過措置)

第四條 この法律の施行前に終了した營業年度における自己の株式の買受けに係る取締役の責任に関しては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日を含む營業年度内に商法第二百四條ノ三第一項 第二百四條ノ五において準用する場合を含む。の規定、旧商法第二百十條ノ二第一項、第二百十條ノ三第一項本文若しくは第二百十二條ノ二第一項の規定、新商法第二百十條第一項若しくは第二百十一條ノ三第

一項の規定、旧消却特例法第三条第一項の規定又は施行後買受規定により株式を買い受けた場

合における取締役の責任についての新商法第二百十条ノ二第二項の規定の適用については、同

項中「ニ於テ前項」とあるのは「ニ於テ商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律

第 号)附則第三条第六項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル前項」と、「純資産額」とあるの

は「純資産額ニ其ノ有スル自己ノ株式ニ付会計帳簿ニ記載シタル額ノ総額ヲ加ヘタル額」と、

「同項ノ合計額」とあるのは「同項ノ合計額ニ
同項ニ規定スル規定又ハ同法第一条ノ規定ニ依

ル改正前ノ第二百十條ノ二第一項、第二百十條ノ三第一項本文若ハ第二百十二條ノ二第一項ノ

規定若八同法第四条ノ規定ニ依ル廃止前ノ株式
の消却の手續に關する商法の特例に關する法律

(平成九年法律第五十五号) 第二条第一項ノ規定
(以下本項ニ於テ任意買受規定ト称ス)ニ依リ取

得シテ有スル株式ニ付会計帳簿ニ記載シタル額ヲ加ヘタル額ヨリ其ノ株式ノ時価ノ合計額ヲ控

除シタル額」と、「同項ニ規定スル規定」とある。

るのは「任意買受規定」と、「株式ノ価額ノ総額」とあるのは「株式ノ価額ノ総額及其ノ取得シテ有スル株式ノ時価ノ合計額」と、「前項ノ虞」とあるのは「本項本文二規定スル場合ニ当ル虞」とする。

(自己の株式の処分の制限等)

第五条 株式会社は、平成十四年三月三十一日までの間、新商法第三百五十六條、第三百七十四條ノ十九及び第四百九條ノ二並びに次項に規定する場合を除き、その有する自己の株式を処分してはならない。

2 旧商法第二百十條ノ二第二項の決議に基づいて株式を買い受けた会社は、その株式をその決議の範囲内で譲渡することができる。この場合においては、新商法第二百十一條の規定は、適用しない。

(株式分割に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前に決議をした株式の分割に関しては、なお従前の例による。

(端株主の権利に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際旧商法第二百三十條ノ五前段の規定による定款の定めがない株式会社(この法律の施行前に定款の認証を受け、この法律の施行後に成立するものを含む。)については、この法律の施行の日において、新商法第二百二十條ノ三第二項の規定により端株主に対して同条第一項第一号又は第四号の権利を与えない旨の定款の変更の決議があつたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に存する株式会社(この法律の施行前に定款の認証を受け、この法律の施行後に成立するものを含む。)については、この法律の施行の日において、新商法第二百二十條ノ三第二項の規定により端株主に対して同条第一項第三号の権利を与えない旨の定款の変更の決議があつたものとみなす。

3 この法律の施行の際旧商法第二百三十條ノ五後段の規定による定款の定めがある株式会社の端株主であつて株主でないものの配当若しくは

金銭の分配又は引受権を受ける権利に関しては、なお従前の例による。

(端株券に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前に旧商法第二百三十條ノ八ノ二第一項の規定により、定款を変更して、端株券を発行しない旨の定めをした株式会社の端株券に関しては、平成十五年三月三十一日までは、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合については、旧商法第三百五十一條第一項中「一定ノ期間内」とあるのは、「平成十五年三月三十一日以前ノ日ヲ終期トスル一定ノ期間内」とし、この法律の施行前に同項の規定により平成十五年四月一日以後の日を同項の一定の期間の終期としてされた公告については、平成十五年三月三十一日をその一定の期間の終期としてされたものとみなす。

3 端株券(第一項の株式会社が発行しているものを除く。以下この項から第七項までにおいて同じ。)であつて、平成十五年三月三十一日まで次に次項ただし書の規定による提出がなかつたものについては、同日限り無効とする。ただし、株式会社は、取締役会の決議により、その発行している端株券を、同日以前の一定の日において無効とすることができる。

4 この法律の施行前に発行されている端株券に関しては、平成十五年三月三十一日(前項ただし書の決議をした場合にあつては、その決議により定められた一定の日)までは、なお従前の例による。ただし、端株券を有する者がその端株券を会社に提出して新商法第二百二十條ノ二第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を端株原簿に記載すべき旨の請求をすること又は新商法第二百二十條ノ六第一項の規定による請求をすることを妨げない。

5 第三項ただし書の決議をしたときは、株式会社は、同項ただし書の一定の日までに端株券を当該株式会社に提出すべき旨及びその日までに提出されなかつた端株券はその日において無効

となる旨をその日の一月前に公告しなければならない。

6 第四項ただし書及び前項の場合において、株式会社は、端株券が提出されたときは、新商法第二百二十條ノ二第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を端株原簿に記載しなければならない。

7 第四項ただし書及び第五項の場合において端株券を提出することができない者がいるときは、株式会社は、その者の請求により、利害関係人に対し異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、その期間経過後において前項の記載をすることができる。

8 この法律の施行前に端株券を発行している株式会社は、第一項から第三項までの規定により提出されなかつた端株券が無効とされる日後でなければ、新商法第二百二十條ノ二第二項及び第二百二十一條第一項の規定による定款の定めをしてはならない。

9 新商法第四百九十八條第一項第二号の規定は第五項の規定に違反して公告を怠り又は不正の公告をした場合について、新商法第二百十六條第一項ただし書及び第二項の規定は第七項の公告をする場合について、それぞれ準用する。

(単元株式等に関する経過措置)

第九条 数種の株式を発行する会社が、平成十三年十二月三十一日までの間に、一単元の株式の数を定める場合については、株式の種類ごとに定める一単元の株式の数は、同一の数としなければならない。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の商法等の一部を改正する法律(以下「旧商法等改正法」という。)附則第十六條第一項の規定により五万円を額面株式一株の金額で除して得た数を一単元の株式の数として定めている株式会社又は定款で一単元の株式の数を定めている株式会社は、この法律の施行の日において、その一単元の株式の数を株式の種類ごとに新商法第二百二十一條第一項の一単元の株式の数として定

める旨の定款の変更の決議をしたものとみなす。この場合において、この法律の施行の際に千を超える数を一単位の株式の数として定めている株式会社については同項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「千」とあるのは、「商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第 号)附則第九條第二項前段ノ規定ニ依リ定メタルモノト看做サレタ数」とする。

3 この法律の施行前に旧商法等改正法附則第十六條第一項の一単位の株式の数を定め又は変更する旨の定款の変更の決議をした場合であつて、この法律による改正がなかつたとしたならばその効力を発生したであらう日がこの法律の施行の日後の日であるときは、その効力を発生したであらう日において、当該決議に係る一単位の株式の数を株式の種類ごとの一単元の株式の数として定める旨の定款の変更がされたものとみなす。ただし、当該決議に係る一単位の株式の数が千又は発行済株式の総数の二百分の一に当たる数を超えるときは、この限りでない。

4 第二項の株式会社は、この法律の施行の日において、新商法第二百二十一條第五項本文の規定により一単元の株式の数が満たない株式に係る株券を発行しない旨の定款の変更の決議をしたものとみなす。

5 この法律の施行の際現に存する株式会社(第二項の株式会社を除き、この法律の施行前に定款の認証を受け、この法律の施行後に成立するものを含む。)であつて一単元の株式の数を定めたことがないものが株式の分割を行うことをその効力の発生条件とする新商法第二百二十一條第一項の一単元の株式の数を定める旨の定款の変更の決議をした場合においては、その条件を満たすため株式の分割を行うときは、取締役会は、新商法第二百十八條第一項の決議において、現に発行している株券の提出を要する旨を定めることができる。この場合においては、同条第二項及び新商法第二百十九條の規定は、適用しない。

6 この法律の施行前に旧商法等改正法附則第十九条第一項の規定によりなされた単位未満株式に係る買取りの請求に関しては、なお従前の例による。

7 この法律の施行の際現に旧商法等改正法附則第六條第一項の規定により旧商法第二百三十条ノ二第一項の規定を適用しないこととされている株式会社(第二項の株式会社を除く。)については、この法律の施行の日において、新商法第二百二十条ノ二第二項の規定により一株に満たない端数を端株として端株原簿に記載しない旨の定款の変更の決議をしたものとみなす。

8 新商法第二百十六條並びに第三百五十條第一項及び第二項の規定は第五項の株券の提出を要する旨の定めをした場合について、新商法第四百九十八條第一項第二号の規定はこの項において準用する新商法第三百五十條第一項の規定に違反して公告若しくは通知を怠り又は不正の公告若しくは通知をした場合について、それぞれ準用する。

(議決権の数等に関する経過措置)
第十條 この法律の施行前に招集の手続が開始された創立総会における議決権の数又はこの法律の施行前に招集の手続が開始された株主総会若しくは旧商法第三百四十五條第一項(第三百四十六條において準用する場合を含む。)の規定によるある種類の株主の総会における議決権の数及び定足数に関しては、なお従前の例による。(簡易合併等に対する反対の意思の通知に関する経過措置)
第十一條 この法律の施行前二週間以内に旧商法第二百四十五條ノ五第二項、第三百五十八條第四項、第三百七十四條ノ二十三第四項又は第四百十三條ノ三第四項に規定する公告又は通知がされた営業全部の譲受け、株式交換又は会社の分割若しくは合併については、旧商法第二百四十五條ノ五第六項、第三百五十八條第八項、第三百七十四條ノ二十三第八項又は第四百十三條ノ三第八項の規定は、なおその効力を有する。

(抱合せ増資に関する経過措置)
第十二條 この法律の施行前に旧商法第二百八十条ノ二第一項第九号に掲げる事項について決議のあった新株の発行に関しては、なお従前の例による。

(新株の引受権の付与に関する経過措置)
第十三條 旧商法第二百十條ノ二第二項の決議(同項第三号に掲げる事項に関するものに限る。)をした株式会社についての新商法第二百八十条ノ十九第三項の適用については、同項中「ノ数ト併セテ」とあるのは、「及商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第

号)第一条ノ規定ニ依ル改正前ノ第二百十條ノ二(同法附則第三條第二項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル場合ヲ含ム)第二項第三号ニ定ムル場合ニ於ケル同項ノ決議ニ係ル譲渡サベキ株式ニシテ未ダ取締役又ハ使用人ニ譲渡サザルモノノ数ト併セテ」とする。
(利益準備金の積立てに関する経過措置)
第十四條 直前決算期以前の決算期に株式会社又は有限会社が利益準備金として積み立てるべき金額に関しては、なお従前の例による。
(利益の配当の限度に関する経過措置)
第十五條 直前決算期以前の決算期に係る株式会社又は有限会社の利益の配当の限度に関しては、なお従前の例による。

(中間配当に関する経過措置)
第十六條 この法律の施行前に旧商法第二百九十三條ノ五第一項の決議があつた場合におけるその決議による金銭の分配に関しては、なお従前の例による。
2 この法律の施行後(この法律の施行の日の属する営業年度内に限る。)に新商法第二百九十三條ノ五第一項の決議があつた場合における同条第三項の適用については、同項各号列記以外の部分中「純資産額」とあるのは、「純資産額ヨリ其ノ有スル自己ノ株式ニ付会計帳簿ニ記載シタル額ノ総額ヲ控除シタル額」とする。(会社分割に伴う株式又は持分の消却及び株式

の併合に関する経過措置)

第十七條 この法律の施行前に分割計画書又は分割契約書が作成された会社の分割(分割計画書に旧商法第三百七十四條第二項第七号、旧有限会社法第六十三條ノ六第一項において準用する場合を含む。)に掲げる事項の記載がある新設分割又は分割契約書に旧商法第三百七十四條ノ十七第二項第七号(旧有限会社法第六十三條ノ九第一項において準用する場合を含む。)に掲げる事項の記載がある吸収分割に限る。)については、旧商法第二百十二條第一項本文(旧有限会社法第二百四條第一項において準用する場合を含む。)及び第二項、第三百七十四條ノ七第一項(第三百七十四條ノ三十一第一項において準用する場合を含む。)、第三百七十四條ノ十五第二項並びに第三百七十四條ノ三十一第二項の規定並びにこれらの規定によつて準用される旧商法第二百四條第二項及び第二百十五條から第二百十七條までの規定は、なおその効力を有する。

(資本の減少に関する経過措置)
第十八條 この法律の施行前に旧商法第三百七十五條第一項又は旧有限会社法第四十七條の決議があつた資本の減少に関しては、なお従前の例による。
(合併による株式併合に関する経過措置)
第十九條 この法律の施行前に合併契約書が作成された合併(旧商法第四百十六條第三項に規定する合併による株式併合をするものに限る。)については、旧商法第四百十六條第三項及び第四項の規定並びにこれらの規定において準用する旧商法第二百八條、第二百九條第三項、第二百十四條第二項及び第二百十五條から第二百十七條までの規定は、なおその効力を有する。

(額面株式の株券の無効手続及び新株券の交付)
第二十條 株式会社は、取締役会の決議により、この法律の施行前に発行されている一株の金額の記載のある株券を無効として新たな株券を発行することができる。

2 新商法第二百十六條及び第三百五十條第一項の規定は前項の場合については、新商法第四百九十八條第一項第二号の規定はこの項において準用する新商法第三百五十條第一項の規定に違反して公告若しくは通知を怠り又は不正の公告若しくは通知をした場合について、それぞれ準用する。

(自己の持分の処分の制限)
第二十一條 有限会社は、平成十四年三月三十一日までの間、この法律による改正後の有限会社法(以下「新有限会社法」という。)第六十三條第一項において準用する新商法第四百九條ノ二及び新有限会社法第六十三條ノ九第一項において準用する新商法第三百七十四條ノ十九に規定する場合を除き、その有する自己の持分を処分してはならない。

(次期決算期に関する社員総会の終結の時までの自己の持分の買受けに関する経過措置)
第二十二條 直前決算期に関する社員総会において、旧有限会社法第二百四條第一項において準用する旧商法第二百十二條ノ二第一項(次項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。以下この項及び次条第二項において同じ。)の決議をした有限会社は、新有限会社法第二百四條第一項において準用する新商法第二百十條第一項の規定にかかわらず、その決議において定めた買受けを受けるべき自己の持分の総数及び取得価額の総額の範囲内で、次期決算期に関する社員総会の終結の時までの間、自己の持分を買い受けることができる。

2 この法律の施行前に招集の手続が開始された直前決算期に関する社員総会においてこの法律の施行後にする自己の持分の買受けに関する決議については、旧有限会社法第二百四條第一項において準用する旧商法第二百十二條ノ二第一項及び第三項並びに旧有限会社法第二百四條第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合においては、その社員総会の終結の時までは、新有限会社法第二百四條第一項において準

用する新商法第二百十條第一項から第三項までの規定は、適用しない。

3 有限会社が、この法律の施行前に開始した相続に係る社員の前続人からその相続によつて得た持分を買い受ける場合については、旧有限会社法第二十四条第一項において準用する旧商法第二百十条ノ三第一項本文及び第二項並びに旧有限会社法第二十四条第二項の規定は、次期決算期に関する社員総会の終結の時までは、なおその効力を有する。

4 この法律の施行後に第一項の規定若しくは前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧有限会社法第二十四条第一項において準用する旧商法第二百十条ノ三第一項本文の規定（以下この項及び次条第二項において「施行後買受規定」という。）により持分を買受ける場合における新有限会社法第二十四条第一項において準用する新商法第二百十条ノ二第一項の規定の適用については、同項中「第二百四条ノ三第一項若ハ第二百四条ノ五ニ於テ準用スル同第一項」とあるのは「有限会社法第十九条第五項後段（同条第七項後段ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル第二百四条ノ三第一項」と、
「前条第一項」とあるのは「同法第二十四条第一項ニ於テ準用スル前条第一項」と、「第二百一一条ノ三第一項」とあるのは「商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第 号）附則第二十二一条第四項ニ規定スル施行後買受規定」とする。

(この法律の施行日を含む営業年度以前に自己の持分を買ひ受けた取締役の責任に関する経過措置)

第二十三条 この法律の施行前に終了した営業年度における自己の持分の買受に係る取締役の責任に関しては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日を含む営業年度内に有限会社法第十九条第五項後段（同条第七項後段において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百四条ノ三第一項の規定、旧有限会社

法第二十四條第一項において準用する旧商法第二百十條ノ三第一項本文若しくは第二百十二條ノ二第一項の規定、新有限会社法第二十四條第一項において準用する新商法第二百十條第一項の規定又は施行後買受規定により持分を買ひ受けた場合における取締役の責任についての新有限会社法第二十四條第一項の規定の適用については、同項中「第二百十條ノ二第一項第二項」とあるのは「第二百十條ノ二第一項」と、「ノ規定ハ」とあるのは「ノ規定並ニ商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第 号)附則第四條第二項ノ規定ニ依り読替テ適用サレル商法第二百十條ノ二第二項ノ規定ハ」とする。

(株式の消却の手續に關する商法の特例に關する法律の廃止に伴う経過措置)

第二十四條 この法律の施行の際現に旧消却特例法第三條の二第一項の定款の定めがある株式会社についての資本準備金をもつてする株式の消却に關しては、この附則に別段の定めがある場合を除き、次期決算期に關する定時總會の終結の時までは、なお従前の例による。

2 土地の再評價に關する法律(平成十年法律第三十四號)第八條の二第三項の規定の適用については、旧消却特例法第三條の二第二項から第六項まで、第四條から第六條まで、第八條及び第九條の規定は、なおその効力を有する。

(罰則の適用に關する経過措置)

第二十五條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(商法の一部を改正する法律施行法の一部改正)

第二十六條 商法の一部を改正する法律施行法(昭和二十六年法律第二百十號)の一部を次のように改正する。

第十二條を次のように改める。

第十二條 削除

(株式の消却の手續に關する商法の特例に關する法律の廢止に伴う経過措置)

法第三三条の二第一項の定めがある株式会社については、この附則に別段の定めがある場合を除き、次期決算期に関する定時総会の終結の時までは、なお従前の例による。

2 土地の再評価に関する法律(平成十年法律第三十四号)第八条の二第三項の規定の適用については、旧消却特例法第三条の二第二項から第六項まで、第四条から第六条まで、第八条及び第九条の規定は、なおその効力を有する。
(罰則の適用に関する経過措置)

第二十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(商法の一部を改正する法律施行法の一部改正)
第二十六条 商法の一部を改正する法律施行法
(昭和二十六年法律第二十号)の一部を次のよ
うに改正する。
第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 削除

理由

最近における經濟情勢にかんがみ、經營の自由度を高め、經濟構造改革を進める観点からいわずに金庫株の解禁に關し商法等の規定の整備を行うとともに、個人投資家の株式投資への参入を容易にするため、株式に係る純資産額規制を撤廃する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う關係法律の整備に關する法律案

商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う關係法律の整備に關する法律

(非訟事件手続法の一部改正)

第一條 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二百二十六條第一項中「第二百七條第二項」を「第二百一十條第二項」に改める。

第二百三十二條ノ二第一項中「同法」の下に「第二百一十條第三項」を加える。

第二百三十二條ノ三中「第二百七條第二項(同條第四項、同法第二百一十條、第三百六十二條第一項、第三百七十一條第一項、第三百七十四條ノ十五第二項第三項、第三百七十四條ノ三十一第二項第三項、第三百七十七條第一項及び第四百十六條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を「第二百一十條第二項」に改める。

第二百三十二條ノ六第一項中「第三百七十一條第三項」を「第三百七十一條第二項」に、「第三百七十四條ノ三十一第五項」を「第三百七十四條ノ三十一第三項」に改める。

第二百三十三條ノ二第一項中「第二百八十條ノ十八第二項」の下に「(同法第二百一十條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加える。

第二百三十五條ノ二十一中「同法」の下に「第二百八十九條第三項」を加える。

第三十二条を次のように改める。

理由

最近における経済情勢にかんがみ、経営の自由度を高め、経済構造改革を進める観点からいわずに金庫株の解禁に関し商法等の規定の整備を行うとともに、個人投資家の株式投資への参入を容易にするため、株式に係る純資産額規制を撤廃する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

（非訟事件手続法の一部改正）
第一条 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二百二十六条第一項中「第二百七条第二項」を「第二百一十條第二項」に改める。

第二百三十二條ノ二第一項中「同法」の下に

「第二百一十一條第三項、」を加える。
 第三百三十二條ノ三中、「第二百十七條第二項
 (同條第四項、同法第二百二十條、第三百六十

二条第一項、第三百七十一條第一項、第三百七十四條ノ十五第二項第三項、第三百七十四條ノ三十一第二項第三項、第三百七十七條第一項及

ビ第四百十六條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」を「第二百二十條第二項」に改める。

第三百三十二條ノ六第一項中「第三百七十一條

第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改める。

第三百三十三条ノ第二項中「第二百八十条ノ十八第二項」の下に「(同法第二百十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加える。

（信託業法の一部改正）
 第二条 信託業法（大正十一年法律第六十五号）の

部を次のように改正する。

第十二条中「資本ノ総額」を「資本準備金ノ額ト併セテ其ノ資本ノ額」に、「金錢ニ依ル利

益ノ配當額」を「利益ノ処分トシテ支出スル金額」に改め、同条に次の一項を加える。

ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「資本ノ四分ノ
一二相当スル額」トアルハ「資本ノ額」トス
（信託業法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 直前決算期、商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第 号。以下「商法等改正法」という。）附則第三条第一項に規定

する直前決算期をいう。以下同じ。）以前の決算期に信託会社が利益準備金として積み立てるべき金額に關しては、なお従前の例による。

（農林中央金庫法の一部改正）
 第四條 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二號）の一部を次のように改正する。

第十三条第六項中「同条第四項(同法)」の下に「第二百十一条第三項及」を、「第百七十八(条同法)」の下に「第二百十一条第三項、」を、

「第十二条第二項〔同法〕の下に「第二十三条ノ
二及」を加える。
（無尽業法の一部改正）

第五條 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の第一部を次のように改正する。

第十四条中「資本ノ総額」を「資本準備金ノ

額ト併セテ其ノ資本ノ額」に、「金錢ニ依ル利益ノ配當額」を「利益ノ処分シテ支出スル金額」に改め、同条に次の一項を加える。

無尽会社ニ対スル商法第二百八十九條第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「資本ノ四分ノ一二相当スル額」トアルハ「資本ノ額」トス

(無尽業法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 直前決算期以前の決算期に無尽会社が利益準備金として積み立てるべき金額に關して

ノ二第二項」に改める。

第四百四十五条中「及び第六項」を「及び第五項」に改める。

第四百四十六條第二項中「第四百四十三條ノ二第二項前段」を「第四百四十三條ノ二第二項」に改める。

第六百六十二條第一項第一号中「委託若しくは受託」を「委託等若しくは受託等」に改め、同項第二号中「委託を」を「委託等を」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六百六十二條の二 内閣総理大臣は、証券取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券に該当する株券（以下この条において「上場等株券」という。）の発行者である会社が行う商法第二百十條、第二百一十一條若しくは第二百一十一條ノ三の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定（当該会社が外国会社である場合に限る。）による上場等株券の売買若しくはその委託等、信託会社等が信託契約に基づいて上場等株券の発行者である会社の計算において行うこれらの取引の委託等又は証券会社が行うこれらの取引の受託等その他の内閣府令で定めるものについて、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場における上場等株券の相場を操縦する行為を防止するため、上場等株券の取引の公正の確保のため必要かつ適当であると認める事項を内閣府令で定めることができる。

第六百六十六條第二項第一号ワ中「ヲ」を「カ」に改め、同号中ワをヨとし、ヲをカとし、ルをワとし、ヌをヲとし、リをルとし、チをヌとし、トをリとし、ヘをチとし、ホをトとし、ニをヘとし、同号ハ中「第二百十條ノ二、第二百一十一條第一項本文若しくは第二百一十二條ノ二若しくは株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三條」を「第二百十條若しくは第二百一十一條ノ三」に改め、同号中ハをニとし、ニの次に次のように加える。

ホ 商法第二百一十一條の規定又はこれに相

当する外国の法令の規定による自己の株式の処分

第六百六十六條第二項第一号ロの次に次のように加える。

ハ 資本準備金又は利益準備金の減少

第六百六十六條第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一條第三項」を「第三百七十一條第二項」に、「第三百七十四條ノ三十一第一項」を「第三百七十四條ノ三十一第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十條ノ二、第二百一十一條第一項本文若しくは第二百一十二條ノ二若しくは株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三條」を「第二百十條若しくは第二百一十一條ノ三」に、「第二百一十一條ノ二第二項若しくは第二百一十二條ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五條第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三條第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十條第一項の規定による定時総会の決議若しくは第二百一十一條ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」に改める。

第六百六十七條第五項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一條第三項」を「第三百七十一條第二項」に、「第三百七十四條ノ三十一第一項」を「第三百七十四條ノ三十一第三項」に改める。

第二百八十八條の二に次の一号を加える。

三 第六百六十二條の二の規定による内閣府令に違反した者

（証券取引法の一部改正に伴う経過措置）

第十二條 施行日前に行われた自己株券等の買付け等及び商法等改正法附則第三條第一項若しくは第四項による場合又は附則第二十四條第一項の規定により従前の例によることとされる場合における自己株券等の買付け等については、前条の規定による改正後の証券取引法第二十四條

の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に行われた自己株券等の買付け等及び商法等改正法附則第三條第一項若しくは第四項による場合又は附則第二十四條第一項の規定により従前の例によることとされる場合における自己株券等の買付け等については、前条の規定による改正後の証券取引法第二十七條の二十二の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に商法等改正法による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号。以下「旧商法」という。）第二百十條ノ二、第二百一十二條第一項本文若しくは第二百一十二條ノ二若しくは商法等改正法による廃止前の株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号。以下「旧消却特例法」という。）第三條の規定（以下この項及び第五項において「旧取得規定」という。）又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得についての証券取引法第六十六條第二項第一号に規定する機関の決定が行われた場合（商法等改正法附則第三條第一項若しくは第四項若しくは第二十四條第一項の規定により旧商法第二百十條ノ二第二項若しくは第二百一十二條ノ二第一項に規定する決議若しくは旧消却特例法第三條第一項若しくは第三條の二第一項の定款の定めに基づき施行日以後に自己の株式の買受けに関する決定が行われる場合又は旧取得規定に相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得に関する決定に基づき施行日以後に自己の株式の買受けに関する決定が行われる場合を含む。）における証券取引法第六十六條第二項の規定の適用に

項の規定の適用に関しては、なお従前の例による。

5 施行日前に旧取得規定若しくは旧取得規定に相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得についての証券取引法第六十六條第六項第四号の二に規定する定時総会決議等が行われた場合（商法等改正法附則第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧商法第二百十條ノ二若しくは第二百一十二條ノ二の規定又は商法等改正法附則第三條第四項若しくは第二十四條第一項の規定により施行日以後に当該定時総会決議等が行われる場合を含む。）における証券取引法第六十六條第六項第四号の二の規定の適用に関しては、なお従前の例による。

（国有財産法の一部改正）

第十三條 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第六号中「端株券」を「端株」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正）

第十四條 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一條第六項中「同条第四項（同法）」の下に「第二百一十一條第三項及び」を、「第二百一十一條第三項、」を、「第十二條第二項（同法）」の下に「第二十三條ノ二及び」を加える。

第七十七條中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「三当ル株式」を削る。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第十五條 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第九條の八第十項中「同条第四項（同法）」の下に「第二百一十一條第三項（会社法）」の株式の処分についての準用規定及び」を、「第七十八條（同法）」の下に「第二百一十一條第三項、」を、「第十二條第二項（同法）」の下に

「第二十三条ノ二(会社が有する自己の持分の処分についての準用規定)及び」を加える。

第六十九条中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第十六条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「第十八条(利益準備金の積立て)」を「第十八条第一項(利益準備金の積立て等)」に改める。

第六條の二第四項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削り、「第二百八十条ノ十五」の下に「(第二百一一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加える。

第十二條第一項第十六号中「第十八条」を「第十八條第一項」に改める。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十七條 直前決算期以前の決算期に信用協同組合等(協同組合による金融事業に関する法律第二條第一項に規定する信用協同組合等をいう)が準備金として積み立てるべき金額に關しては、なお従前の例による。

(放送法の一部改正)

第十八條 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第五項及び第六項中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に改め、「に当たる株式」を削り、「資本の過半に当たる出資口数」を「総株主の議決権の過半数」に改める。

(船主相互保険組合法の一部改正)

第十九條 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

(地方税法の一部改正)

第二十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第十一條の四第一項第二号中「若しくは端株券」を削る。

附則第三十五條の二第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第三項中「及び租税特別措置法第三十七條の十第五項に規定する支払われる金額(同項の規定により株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。)」を削り、同条第五項を削る。

同条第四項中「前項」を「第三項」に、「金額」とあるのは「金額」とあるのは、「金額」と改め、「と、及び租税特別措置法」とあるのは「及び同法」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 道府県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第三十七條の十第五項に規定する支払われる金額(同項の規定により株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。))は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、第一項の規定を適用する。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一條 第三十三條の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第九條の五第一項に規定する上場会社等の株主である個人が施行日前にされた同項に規定する資本準備金をもつてする株式の消却当該株式の消却のための当該上場会社等による自己の株式の取得を含む。により交付を受けた金銭に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第二十二條 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「第二百八十条ノ十五第

一項」の下に「(同法第二百一十一條第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第三十條の二第二項中「額面無額面ノ別、」を削る。

第六十七條第六項中「第六十六條第四項」を「第六十六條第三項」に改める。

第七十一條第六項中「同法第二百八十条ノ七中「発行価額又ハ第二百八十条ノ二第一項第九号ノ金額」とあるのは「発行価額」とを削る。

第七十三條第四項中「第二百四十一條第一項」の下に「(ただし書を除く。)」を加える。

第八十五條第二項中「第二百四十四條第二項」を「第二百四十四條第三項」に改める。

第八十六條第四項中「第二百七十七條第三項」を「第二百七十七條第四項」に改める。

第九十四條第一項中「第二百四十一條」の下に「(第一項ただし書を除く。)」を加え、「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削り、「三百株以上ノ株式」を「三百個以上ノ議決権」に改める。

第九十九條第一項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

第二百二十三條第一項中「同法第二百八十条ノ七中「発行価額又ハ第二百八十条ノ二第一項第九号ノ金額」とあるのは「発行価額」とを削る。

第二百三十八條第四項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

第二百四十條第二項中「発行済株式」とあるのは「発行済投資口」と、「株式」とあるのは「投資口」を「総株主ノ議決権」とあるのは「発行済投資口ノ総数」と、「過半数」とあるのは「過半数ニ当ル投資口」に改める。

第二百六十四條第四項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

(日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律の一部改正)

第二十三條 日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律(昭和二十六年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「(端株券を含む。次項において同じ。)」を削る。

(日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十四條 日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律第一條の定款の定めをした株式会社のこの法律の施行前に発行している端株券への定款の規定の記載に關しては、平成十五年三月三十一日までの間、なお従前の例による。

(信用金庫法の一部改正)

第二十五條 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三條第十四項中「同条第四項(同法)の下に「第二百一十一條第三項及び」を「第二百七十八條(同法)の下に「第二百一十一條第三項」を、「第十二條第二項(同法)の下に「第二十三條ノ二及び」を加える。

第六十二條中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削り、「第二百八十条ノ十五」の下に「(第二百一十一條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加える。

第六十四條中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

(会社更生法の一部改正)

第二十六條 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「若しくは株券又は端株券」を削る。

第十四條第三項中「株主が会社に通知した住所又は株主が第二百三十一條の規定によつて管

財人に届け出た住所」を「又は株主が会社に通知した住所」に改める。

第三十条第二項中「当る債権」を「当たる債権」に、「発行済株式の総数」を「商法明治三十二年法律第四十八号の規定により計算される総株主の議決権」に改め、「に当る株式」を削り、「申立」を「申立て」に改める。

第三十一条の見出し中「申立」を「申立て」に改め、同条中「申立」を「申立て」に改め、「(明治三十二年法律第四十八号)」を削る。

第三十二条第二項第六号中「総数」の下に、「商法の規定により計算される総株主の議決権の数」を加え、同条第三項中「の外」を「のほか」に、「申立」を「申立て」に、「株式」を「商法の規定により計算される議決権」に改める。

第三十三条第二項中「申立」を「申立て」に、「株式」を「商法の規定により計算される議決権」に改める。

第二百二十九条第二項に次のただし書を加える。

ただし、会社が商法第二百二十一条に規定する一単元の株式の数を定めている場合においては、一単元の株式につき一個の議決権を有する。

第二百三十条第一項中「記名株式を有する」を削り、同条第二項中「又は端株券を発行しないこと」を削る。

第二百三十一条を次のように改める。

第二百三十一条 削除

第二百三十一条の二第二項中「若しくは端株原簿」を「又は端株原簿」に改め、「又は前条の規定による株券若しくは端株券の預託をすることができない株主」を削り、「前二条」を「第二百三十条」に改める。

第二百三十四条第二項及び第二百四十一条第四項を削る。

し」を「ただし」に、「言渡」を「言渡し」に改める。

第二百一十一条第二項中「資本の減少」の下に、「株式の併合」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、株式の併合に関する条項については、資本の減少、合併又は分割に関する条項を定める場合に限り、定めることができる。

第二百一十二条第一項第一号中「額面無額面の別」を削り、同条第二項第三号中「あらたに」を「新たに」に改め、「額面無額面の別」を削る。

第二百一十三条の二第三号中「額面無額面の別」を削り、同条第四号中「で商法第二百一十一条(自己株式の処分)の規定により相当の時期に処分することを要するもの」及び「額面無額面の別」を削る。

第二百一十四条第三号中「額面無額面の別」を削り、同条第四号中「で商法第二百一十一条(自己株式の処分)の規定により相当の時期に処分することを要するもの」及び「額面無額面の別」を削る。

第二百一十五条の二第七号を次のように改める。

七 削除

第二百一十五条の三第二項第三号中「額面無額面の別」を削り、同項第四号中「で商法第二百一十一条(自己株式の処分)の規定により相当の時期に処分することを要するもの」及び「額面無額面の別」を削り、同項第九号を次のように改める。

九 削除

第二百一十五条の三第二項第二号中「額面無額面の別」を削り、同項第三号中「で商法第二百一十一条の規定により相当の時期に処分することを要するもの」及び「額面無額面の別」を削り、同項第八号を次のように改める。

第二百一十六条第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三及び四 削除

第二百一十六条第一項第五号中「額面無額面の別」を削り、同条第一項第一号中「から第三号まで」を「第二号」に改め、同項第二号及び第三号中「額面無額面の別」を削る。

第二百一十二条第二項中「株券及び端株券」を「及び株券」に改める。

第二百一十三条第二項中「第二百一十二条第二項」を「第二百一十三条第二項及び第三項」に、「第二百一十三条(資本減少の手続)及び」を「及び第三項(資本減少の手続)並びに」に、「適用せず、同法第二百一十七条第二項において準用する同法第二百一十七条第二項(競売以外の方法による端株の売却の許可)に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする」を「適用しない」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(株式の併合に関する商法等の規定の特例)
第二百一十三条の二 第二百一十一条の二の規定により更生計画において株式の併合を定めたときは、計画の定めによつて株式の併合をすることが出来る。

2 前項の場合においては、商法第二百二十条第二項(競売以外の方法による端株の売却の許可)に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

3 第一項の場合においては、株式の併合による変更の登記の申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

第二百一十四条第三項中「拘束されない」を「拘束されず、商法第二百二十条第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする」に改め、同条第四項中「第二百一十六条並びに第二百一十七条(株式併合)」を「並びに第二百一十六条(株式併合)」に改め、同項後段を削る。

第二百一十五条第三項中「定に」を「定め」に改め、「商法」の下に「第二百二十条第一項の規定の適用については、従前の株主に交

付すべき代金から、端株につき払い込むべき金額又は給付すべき現物出資に相当する金額を控除しなければならず、同条第二項に定めた事件及び同法」を加え、同条第四項中「同条第二項中「端株券ヲ発行シタル場合ニ於テ端株券ヲ所持スル者ニ対シ新株ノ引受権ヲ与フル旨ノ定款ノ定アルトキハ」とあるのは、「無記名式ノ株券若ハ社債券又ハ端株券ヲ発行シタル場合ニ於テハ」を「通知スルコトヲ要ス」とあるのは、「通知シ且無記名式ノ社債券ヲ発行シタル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同条第一項及び第三項中「通知」とあるのは、「通知又ハ公告」に改め、同条第六項ただし書を削る。

第二百一十七条の二第三項中「第三百五十七条前段」を「第三百五十七条」に、「適用せず、同法第三百六十二条第一項(株式交換の場合における株式併合に関する規定の準用)において準用する同法第二百一十七条第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする」を「適用しない」に改める。

第二百一十七条の三第三項中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「適用せず、同法第三百七十一条第一項(株式移転の場合における株式併合に関する規定の準用)において準用する同法第二百一十七条第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする」を「適用しない」に改める。

第二百一十八条第三項中「第四百三十三条ノ二第一項前段」を「第四百三十三条ノ二第一項」に、「適用せず、同法第四百三十六条第三項合併の場合における株式併合に関する規定の準用)において準用する同法第二百一十七条第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする」を「適用しない」に改め、同条第七項中「第九十条第一号から第六号まで」を「第九十条第一号から第四号まで及び第六号」に改め、同条第十一項中「第九十条第一号及び第三号から第九号まで」を「第九十条第一号、第三号、第四号及び

第一類第三号 法務委員會議錄第十五号 平成十三年六月五日

十三年六月五日

二五

の項及び第五項において「株式譲渡請求権」という。に、「株式譲渡請求権又は新株引受権（当該株式譲渡請求権又は新株引受権を「新株引受権又は株式譲渡請求権」当該新株引受権又は株式譲渡請求権に、「特定株式譲渡請求権等」を「特定新株引受権等」に、「株式の譲渡価額又は新株の発行価額」を「新株の発行価額又は株式の譲渡価額」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「株式譲渡請求権又は新株引受権」を「新株引受権又は株式譲渡請求権又は新株引受権」に改め、同項第四号中「株式譲渡請求権又は新株引受権」を「新株引受権又は株式譲渡請求権」に、「株式の譲渡又は新株の発行」を「新株の発行又は株式の譲渡」に、「第二百十條ノ二第二項第三号又は第二百十條ノ十九第二項」を「第二百十條ノ二第二項又は旧商法第二百十條ノ二第二項第三号」に改め、同項第五号中「株式譲渡請求権又は新株引受権」を「新株引受権又は株式譲渡請求権」に、「譲渡又は新株引受権又は株式譲渡請求権」に、「譲渡又は新株引受権」を「新株引受権又は株式譲渡請求権」に改め、同条第二項中「特定株式譲渡請求権等」を「特定新株引受権等」に改め、同条第五項中「株式譲渡請求権又は新株引受権」を「新株引受権又は株式譲渡請求権」に改める。

第三十七條の十第四項第四号中「株式の消却」の下に「（取得した株式について行うものを除く。）」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 法人の株主等がその法人の自己の株式の取得（証券取引法第二條第十四項に規定する証券取引所の開設する市場における購入による取得その他の政令で定める取得を除く。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

第三十七條の十三第三項中「を払込み」の下に「（これらの株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）」を加える。

第九十一條の四第一項中「商法等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十四号）附則

第十六條第一項」を「同法第二百一十一條第一項本文」に、「一単位の株式の数」を「一単元の株式の数」に改め、「株主総会の決議」の下に「若しくは同条第二項の規定による一単元の株式の数の変更に係る取締役会の決議」を加え、「印紙税法別表第一第四号に掲げる株券（以下この条において「株券」という。）」を「株券」に改め、「（当該株式の分割が額面株式の一株の金額を減少させるものである場合には、当該金額の減少により、その株主から提出された株券と交換するために新たに発行する株券を含む。）」を削る。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四條 前条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）第九條の四の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する譲渡の対価として交付を受ける金銭について適用し、個人が施行日前に行つた前条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧租税特別措置法」という。）第九條の四第一項に規定する譲渡の対価として交付を受けた金銭については、なお従前の例による。

2 商法等改正法附則第三條第一項若しくは第四項又は第二十四條第一項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第九條の四の規定の適用については、同条第一項に規定する公開買付けには、第十二條第二項の規定によりなお従前の例によるものとされる同項に規定する自己株券等の買付け等に係る第十一條の規定による改正前の証券取引法第二十七條の二十二の二第一項に規定する公開買付けを含むものととする。

3 商法等改正法附則第三條第一項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第九條の四の規定の適用については、同条第一項に規定する自己の株式の取得には、商法等改正法附則第三條第一項の規定に基づき旧商法第二百十條ノ二第二項（商法等改正法附則第三條第二項の

規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）に規定する決議をした株式会社が行う自己の株式の買受けによる当該自己の株式の取得を含まないものとする。

4 旧租税特別措置法第九條の五第一項に規定する上場会社等の株主である個人が施行日前にされた同項に規定する資本準備金をもつてする株式の消却（当該株式の消却のための当該上場会社等による自己の株式の取得を含む。）により交付を受けた金銭については、なお従前の例による。

5 個人が施行日前にされた旧租税特別措置法第三十七條の十第四項第四号（旧租税特別措置法第三十七條の十二第四項において準用する場合を含む。）に規定する株式の消却（当該株式の消却のための同号の法人による自己の株式又は出資の取得を含む。）により交付を受けた同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（次項において「金銭等の額」という。）については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第三十七條の十第四項（同項第五号に係る部分に限るものとし、新租税特別措置法第三十七條の十二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、個人が施行日以後交付を受ける金銭等の額について適用する。

7 商法等改正法附則第三條第一項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第三十七條の十第四項（新租税特別措置法第三十七條の十二第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新租税特別措置法第三十七條の十第四項第五号に規定する自己の株式の取得には、商法等改正法附則第三條第一項の規定に基づき旧商法第二百十條ノ二第二項（商法等改正法附則第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）に規定する決議をした株式会社が行う自己の株式の買受けによる当該自己の株式の取得を含まないものとする。

8 前三項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）第六條の規定の適用については、同法第二條第三号中「規定並びに」とあるのは「規定」と、同法第二條第三号中「規定」とあるのは「第二條の規定並びに商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十三年法律第 号）第三十四條第五項から第七項までの規定」とする。

9 施行日前に行われた旧租税特別措置法第九十一條の四第一項に規定する株式の分割（以下この項及び次項において「株式の分割」という。）に併せて同条第一項に規定する一単位の株式の数（次項及び第十一項において「一単位の株式の数」という。）を増加させる株式の分割（額面株式の一株の金額を変更させるものを除く。）により施行日以後に作成する同条第一項第一号又は第三号に規定する株券に係る印紙税については、なお従前の例による。

10 施行日前に行われた株式の分割に係る取締役会の決議に基づき施行日以後に作成する旧租税特別措置法第九十一條の四第一項第一号又は第三号に規定する株券（当該株式の分割が額面株式の一株の金額を減少させるものである場合に作成する株券（額面株式の一株の金額を減少させる株式の分割に併せて一単位の株式の数を増加させる株式の分割により作成するものを含む。）に限る。）に係る印紙税については、なお従前の例による。

11 施行日前に行われた一単位の株式の数の変更により施行日以後に作成する旧租税特別措置法第九十一條の四第一項第二号又は第三号に規定する株券に係る印紙税については、なお従前の例による。

（内航海運組合法の一部改正）

第三十五條 内航海運組合法（昭和三十三年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第五十五條中「発行済株式ノ総数」を「総株

正する法律（昭和五十六年法律第七十四号）附則

第三十五條 内航海運組合法（昭和三十三年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第五十五條中「発行済株式ノ総数」を「総株

正する法律（昭和五十六年法律第七十四号）附則

主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。
(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に
関する法律の一部改正)

第三十六条 生活衛生関係営業の運営の適正化及
び振興に関する法律(昭和三十一年法律第六十
四号)の一部を次のように改正する。

第五十二条中「発行済株式ノ総数」を「総株
主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。
(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第三十七条 中小企業団体の組織に関する法律
(昭和三十一年法律第八十五号)の一部を次の
ように改正する。

第一百条の七第三項中「第二百七条第一項及
び第二項」を「第二百二十条第一項から第三項
まで」に、同条第四項中「第二項及び第三項」
を「及び第二項」に改める。

第一百条の九第二項中「第二百八十八条ノ二第
三項」を「第二百八十八条ノ二第五項」に改め
る。

(国税徴収法の一部改正)
第三十八條 国税徴収法(昭和三十四年法律第百
四十七号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項第二号中「若しくは端株
券」を削る。
(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改
正)

第三十九条 障害者の雇用の促進等に関する法律
(昭和三十五年法律第百二十三号)の一部を次の
ように改正する。

第十四条の二第二項中「発行済株式の総数」
を「総株主の議決権」に、「数の株式」を「数
の議決権」に、「資本の総額」を「総社員の議
決権」に、「額に相当する出資口数」を「数の
議決権」に改め、同条第二項中「株式若しくは
資本」を「議決権」に改める。

(商店街振興組合法の一部改正)
第四十条 商店街振興組合法(昭和三十七年法律
第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第七十八条中「発行済株式ノ総数」を「総株
主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。
(商業登記法の一部改正)

第四十一条 商業登記法(昭和三十八年法律第百
二十五号)の一部を次のように改正する。

第八十四条の二中「(資本減少の場合を除
く)」を削る。

第八十五条を次のように改める。
第八十五条 削除

第八十七条第二号中「併合又は」を削る。
第八十九条の二第五号中「第三百五十七条前
段」を「第三百五十七条」に改め、同条第六号
中「株式の総数」を「議決権の総数及び総株主
の議決権の数」に改める。

第八十九条の三第一項第三号中「第三百六十
七条前段」を「第三百六十七条」に改める。
第八十九条の五第一項第五号中「第三百七十
四条ノ五前段」を「第三百七十四条ノ五」に改
め、同項第七号を次のように改める。

七 削除

第八十九条の六第四号中「第三百七十四条ノ
二十一前段」を「第三百七十四条ノ二十一」に
改め、同条第六号中「株式の総数」を「議決権
の総数及び総株主の議決権の数」に改め、同条
第九号中「第八十九条の五第一項第三号及び第
七号」を「前条第一項第三号」に改める。

第九十条第五号を次のように改める。
五 削除

第九十条第七号中「第四百十三条ノ二第一項
前段」を「第四百十三条ノ二第一項」に改め、
同条第九号中「株式の総数」を「議決権の総数
及び総株主の議決権の数」に改める。

第九十一条第一号中「第六号まで」を「第四
号まで及び第六号」に改め、同条第三号中「第
四百十三条ノ二第二項前段」を「第四百十三
条ノ二第二項」に改める。

第九十七条の二第一項第三号中「及び第五号
から第七号まで」を「、第五号及び第六号」に
改める。
(商業登記法の一部改正に伴う経過措置)

第四十二条 この法律の施行前に決議をした株式
の分割、商法等改正法附則第十一条に規定する
株式交換並びに会社の分割及び合併、商法等改
正法附則第十七条に規定する会社の分割、商法
等改正法附則第十八条に規定する資本の減少
(株式会社に係るものに限る。)並びに商法等改
正法附則第十九条に規定する会社の合併の登記
の申請書の添付書類に關しては、なお従前の例
による。

(所得税法の一部改正)
第四十三条 所得税法(昭和四十年法律第三十三
号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第四号中「株式の消却」の
下に「(取得した株式について行うものを除
く。)」を加え、同項第五号を同項第六号とし、
同項第四号の次に次の一号を加える。

五 当該法人の自己の株式の取得(証券取引
法第二条第十四項(定義)に規定する証券取
引所の開設する市場における購入による取
得その他の政令で定める取得を除く。)

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)
第四十四条 前条の規定による改正前の所得税法
第二十五条第一項に規定する株主等(次項にお
いて「株主等」という。)が施行日前にされた同
条第一項第四号に掲げる株式の消却(当該株式
の消却のための同号の法人による自己の株式又
は出資の取得を含む。)により交付を受けた同項
に規定する金銭その他の資産(次項において
「金銭等」という。)については、なお従前の例
による。

2 前条の規定による改正後の所得税法(次項に
おいて「新所得税法」という。)第二十五条第一
項(同項第五号に係る部分に限る。)の規定は、
株主等が施行日以後にされる同号に掲げる自己
の株式の取得により交付を受ける金銭等につい
て適用する。

3 商法等改正法附則第三条第一項の規定の適用
がある場合における新所得税法第二十五条の規
定の適用については、同条第一項第五号に規定
する自己の株式の取得には、商法等改正法附則
第三条第一項の規定に基づき旧商法第二百十
条ノ二第二項(商法等改正法附則第三条第二項の
規定によりなおその効力を有するものとされる
場合を含む。)に規定する決議をした株式会社が
行う自己の株式の買受けによる当該自己の株式
の取得を含まないものとする。
(法人税法の一部改正)

第四十五条 法人税法(昭和四十年法律第三十四
号)の一部を次のように改正する。

第二条第十七号中「ヲからナまで」を「ヲか
らナまで」に改め、同号イ中「(商法第二百八
十八条ノ二第二項(資本準備金)の規定により同
条第一項の資本準備金として積み立てなかつた
金額を除く。)」を削り、同号ヨ中「次号ル」を
「次号カ」に改め、同号ソ中「株式の消却」の
下に「(取得した株式について行うものを除
く。)」を加え、同号ネを同号ナとし、同号ツ中
「ツ」を「ネ」に改め、同号ヅを同号ネとし、
同号ソの次に次のように加える。

ツ 株式の消却(取得した株式について行
うものに限る。)(直前の当該株式の帳簿
価額を当該直前の当該株式の数で除し、
これに当該消却に係る株式の数を乗じて
計算した金額から当該消却により減少し
た資本の金額又は出資金額を減算した金
額)

第二条第十八号中「ヘからルまで」を「ヘか
らカまで」に改め、同号ヌ中「前号レからツま
で」を「前号レに規定する合計額」に、「それ
ぞれ同号レからツまでに規定する減資資本等金
額、消却資本等金額又は退社資本等金額」を
「同号レに規定する減資資本等金額」に改め、
同号ルを同号カとし、同号ヌの次に次のように
加える。

ル 前号ソに規定する合計額が同号ソに規
定する消却資本等金額を超える場合にお
ける当該超える部分の金額
ヲ 第二十四条第一項第五号に規定する自

己の株式の取得により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が取得資本等金額(当該取得の直前の資本等の金額を当該直前の発行済株式又は出資の総数で除して計算した金額に当該取得をした株式の数を乗じて計算した金額をいう。)を超える場合における当該超える部分の金額

ワ 前号に規定する合計額が同号に規定する退社資本等金額を超える場合における当該超える部分の金額

第二十四条第一項第四号中「株式の消却」の下に「(取得した株式について行うものを除く。)」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 自己の株式の取得(証券取引所の開設する市場における購入による取得その他の政令で定める取得を除く。)

(法人税法の一部改正に伴う経過措置)

第四十六条 前条の規定による改正後の法人税法(以下この項及び第四項において「新法人税法」という。)第二十条(第十七号イに係る部分を除く。及び第二十四条第一項の規定は、次項及び第三項に定めるものを除き、法人が施行日以後に行う自己の株式(出資を含む。以下この項において同じ。)の消却(商法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によるものとされるものの消却(以下この項において「経過措置対象自己株式消却」という。)を除く。)、法人が施行日以後に行う自己の株式の取得、当該消却を行う法人の新法人税法第二十四条第一項に規定する株主等である法人(以下この項において「株主等」という。))が当該消却により交付を受ける同条第一項に規定する金銭その他の資産(以下この条において「金銭等」という。))及び当該取得を行う法人の株主等が当該取得により交付を受ける金銭等について適用し、法人が施行日以前に行った自己の株式の消却(経過措置対象自己株式消却を含む。)、法人が施行日以前に

行った自己の株式の取得、当該消却を行った法人の株主等が当該消却により交付を受けた金銭等及び当該取得を行った法人の株主等が当該取得により交付を受けた金銭等については、なお従前の例による。

2 旧商法第二百十條ノ二第二項(商法等改正法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)に規定する決議をした株式会社である法人が商法等改正法附則第三条第一項の規定により買い受けることができるものとされる自己の株式の当該買受けによる取得に係る当該法人及び金銭等取得法人(当該株式を当該法人に譲渡して金銭等の交付を受ける法人をいう。)の法人税については、なお従前の例による。

3 商法等改正法附則第二十四条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされる同項に規定する消却に係る消却法人(当該消却を行う法人をいう。)の法人税及び当該消却により交付を受ける金銭等に係る金銭等取得法人(当該金銭等の交付を受ける法人をいう。)の法人税については、なお従前の例による。

4 新法人税法第二十条(第十七号イに係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に行う新株の発行(商法等改正法附則第十二条の規定によりなお従前の例によるものとされる同条に規定する新株の発行(以下この項において「経過措置対象新株発行」という。)を除く。)について適用し、法人が施行日以前に行った新株の発行(経過措置対象新株発行を含む。)については、なお従前の例による。

(印紙税法の一部改正)
第四十七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一第四号の課税物件の定義欄1を削り、同欄2を同欄1とし、同欄3を同欄2とし、同号の課税標準及び税率欄中「端株券にあつては、端株の一株に対する割合。以下この号において同じ。」を削る。

(印紙税法の一部改正等に伴う経過措置)
第四十八条 平成十五年三月三十一日までの間に作成する端株券に係る印紙税については、なお従前の例による。

2 商法等改正法附則第二十条第一項の規定により作成する株券(当該株券に該当することにつき財務省令で定めるところにより当該株券を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長に届け出たもので、かつ、財務省令で定める表示がされたものに限る。)については、印紙税を課さない。

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)
第四十九条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十二年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「(で商法第二百一十一條(自己株式の処分)の規定により相当の時期に処分することを要するもの)」を削る。
第十八条第一号中「同条第六項」を「同条第五項」に改める。
第二十一条第二項中「第二百一十七條」を「第二百二十條」に改める。

(預金保険法の一部改正)
第五十条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
第七十七条第一項中「第二百八十条ノ十五」の下に「(同法第二百一十一條第三項において準用する場合を含む。)」を、「第三百八十条」の下に「(同法第二百八十九條第三項)」を加える。
第八十六条第一項中「第二百八十条ノ第二項」の下に「(同法第二百一十一條第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第百一十二条第二項中「(端株券を含む。)」を削る。
(預金保険法の一部改正に伴う経過措置)
第五十一条 この法律の施行前に発行されている端株券については、前条の規定による改正後の預金保険法の規定にかかわらず、平成十五年三月三十一日までの間、なお従前の例による。

(株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正)
第五十二条 株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中「第二百八十条ノ十五第二項」及び「第二百八十条ノ十六」の下に「(第二百一十一條第三項において準用する場合を含む。)」を、「第二百八十条第二項及び第三項」の下に「(これらの規定を第二百八十九條第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

(森林組合法の一部改正)
第五十三条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
第九十二条中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

(銀行法の一部改正)
第五十四条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。
第十八条の見出しを「(利益準備金の積立て等)」に改め、同条中「銀行は、」の下に「(資本準備金の額と併せて)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 銀行に対する商法第二百八十九條第二項(法定準備金の減少)の規定の適用については、同項中「(資本ノ四分ノ一ニ相当スル額)」とあるのは、「(資本ノ額)」とする。

第六十五条第九号中「利益準備金を積み立てなかつた」を「(利益準備金を積み立てず、又は資本準備金若しくは利益準備金を使用した)」に改める。

(銀行法の一部改正に伴う経過措置)
第五十五条 直前決算期以前の決算期に銀行銀行法第二十条第一項に規定する銀行をいう。が利益準備金として積み立てるべき金額に関しては、なお従前の例による。
(株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正)

第五十六條 株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九條」を「第三十九條・第三十九條の二」に、「第三十九條の二」を「第三十九條の二の二」に改める。

第二十八條第二項を次のように改める。

2 商法第二百一十一條第五項本文の規定により一単元の株式の數に満たない數の株式（以下この項及び第三十四條において「單元未満株式」という。）に係る株券を發行しない旨の定款の定めがある場合においては、前項の規定は、單元未満株式に係る株券については、適用しない。

第三十一條第一項第二号中「第二百八十條ノ四第二項」を「第二百八十條ノ四第三項」に、「第二百七十四條ノ三十一第五項」を「第二百七十四條ノ三十一第三項」に改め、同條第四項を削り、同條第五項を同條第四項とする。

第三十二條第四項中「前條第五項」を「前條第四項」に改める。

第三十四條の見出し中「單位未満株式」を「單元未満株式」に改め、同條第一項中「單位未満株式」を「單元未満株式」に、「商法等の一部を改正する法律附則第十九條第一項」を「商法第二百一十一條第六項において準用する同法第二百二十條ノ六第一項」に改め、同項後段を削り、同條第三項中「單位未満株式」を「單元未満株式」に改める。

第三十五條を次のように改める。

第三十五條 削除

第三十九條第三項中「第一項及び第四項」を「及び第二項」に、「第三十四條並びに第三十五條第二項」を「並びに第三十四條」に改め、同條第五項中「同條第一項及び第四項」を「並びに第二項」に、「第三十四條並びに第三十五條第二項」を「並びに第三十四條」に改め、同條第六項中「第二項及び第四項、第三十四條並びに第三十五條第二項」を「及び第

二項並びに第三十四條」に改め、同條第七項中「第二項及び第四項」を「及び第二項」に、「第三十四條並びに第三十五條第二項」を「並びに第三十四條」に改める。

第三十九條の二を第三十九條の二の二とし、第四章中第三十九條の次に次の一條を加える。

第三十九條の二 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券が保管振替機関に預託されている場合においては、發行済優先出資の総口數の百分の一、百分の三又は十分の一以上に当たる優先出資を有する優先出資社員の権利の行使についての規定の適用並びに社員總會及び優先出資社員を構成員とする總會の決議については、実質優先出資社員名簿に記載された優先出資の合計口數を超える保管振替機関名義優先出資の口數は、發行済優先出資の総口數に算入しない。

2 前項の規定は、資産の流動化に関する法律に規定する受益証券、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、主務省令で定める。

第四十五條第七号中「第四項」を「第五項」に、「第五項」を「第四項」に改める。

（株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十七條 前條の規定による改正前の株券等の保管及び振替に関する法律（以下「旧保管振替法」という。）第三十一條第一項各号に掲げる時又は日が施行日前の日である場合における保管振替機関が行うその時又は日の実質株主についての通知に関しては、なお従前の例による。

2 前條の規定による改正後の株券等の保管及び振替に関する法律（以下「新保管振替法」という。）第三十一條第一項各号に掲げる時又は日（第四項において「基準日」という。）が施行日である場合においては、保管振替機関は、新保

管振替法第三十條第一項の規定により單元未満株式のみを有するものとみなされる実質株主にについては、新保管振替法第三十一條第一項の通知をすることができない。ただし、この法律の施行前に旧保管振替法第三十一條第一項又は第二項の規定による通知をした者（その一般承継人を含み、実質株主でなくなった旨の通知をした者を除く。）については、この限りでない。

3 この法律の施行前に招集の手續が開始された場合における株主總會の決議又は旧商法第三百四十五條第一項（第三百四十六條において準用する場合を含む。）の規定によるある種類の株主の總會の決議については、株券等の保管及び振替に関する法律第三十二條第一項の実質株主名簿に記載された株式の合計口數を超える同法第二十九條第二項に規定する保管振替機関名義株式に關しては、なお従前の例による。

4 この法律の施行後最初に株式会社が新保管振替法第三十一條第一項の規定による通知（その通知が第一項の通知又は基準日が施行日である場合における通知であるときは、その次に保管振替機関が行うべき通知）を受けるまでは、実質株主名簿に記載された株式の合計口數を超える數の保管振替機関名義株式であつて預託株券に係るものに関する保管振替機関による株式の發行についての株主としての権利の行使に關しては、なお従前の例による。

（関西国際空港株式会社法の一部改正）

第五十八條 関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項を削り、同條第二項中「会社」を「関西国際空港株式会社（以下「会社」という。）」に改め、同項を同條第一項とし、同條第三項を同條第二項とし、同條第四項を同條第三項とする。

第二十四條第二号及び第二十八條第一項第一号中「第四條第四項」を「第四條第三項」に改める。

（金融先物取引法の一部改正）

第五十九條 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四條の九第二項中「第二百七十七條第一項及び第二項」を「第二百二十條第一項から第三項まで」に改める。

第三十四條の十一第二項中「第二百八十八條ノ二第六項」を「第二百八十八條ノ二第五項」に、「同條第六項」を「同條第五項」に改める。

第三十四條の十二第二項第四号中「額面無額面の別」を削る。

第三十四條の十六第一項中「第二項及び第三項、第六十八條ノ三並びに第二百八十四條ノ二第二項」を「及び第二項」に改める。

（特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正）

第六十條 特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「第二百十條ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき譲渡するために自己の株式を買い受ける場合及び同法」を削り、「同法第二百十條ノ二第四項及び第二百八十條ノ十九第三項の」を「同條第三項の」に、「同法第二百十條ノ二第四項及び第二百八十條ノ十九第三項中」を「同項中」に改め、同條第二項中「第二百十條ノ二第二項又は」を削る。

（特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正に伴う経過措置）

第六十一條 この法律の施行前に招集の手續が開始された直前決算期に関する定時總會においてこの法律の施行後にする自己の株式の買受けに關する決議については、前條の規定による改正前の特定通信・放送開発事業実施円滑化法第八條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同條第一項中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百十條ノ二第二項第三号」とあるのは「商法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第 号）附則第三條第二項

1110

二百十條ノ第二項又は商法第二百八十條ノ十
九第二項」とする。
(保險業法の一部改正)

第六十八条 保険業法(平成七年法律第百五号)の
 一部を次のように改正する。
 第九条第二項中「(株式申込証)」の下に

〔同法第二百十一條第三項(會社が有する自己の株式の処分についての準用規定)において準用する場合を含む。〕を加える。

第十一條第二項中「第二百三十條ノ七第二項」を「第二百二十條ノ四第二項」に改める。

第十四條の見出しを「(利益準備金等)」に改

め、同条中「会社は、」の下に「資本準備金の額と併せて」を加え、同条に次の一項を加える。

2 会社に対する商法第二百八十九条第二項

（法定準備金の減少）の規定の適用については、同項中「資本ノ四分ノ一二相当スル額」とあるのは、「資本ノ額」とする。

第十五条第一項中「又は同法第二百二十二条第一項ただし書、第二百二十二条ノ二第一項若しくは株式の消却の手續に関する商法の特例に関する

る法律(平成九年法律第五十五号)第三条第一項を、「同法第二百十條(自己の株式の買受け)若しくは第二百十一條ノ第三項(子会社の

有する自己の株式の買受け)の株式の買受け又は同法第二百十三条第一項」に改める。

第二十二條第四項中「第百六十六條第四項」

を「第百六十六條第三項」に改める。

第四十一條中「發行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

第五十一条第二項中「株主ノ有スベキ株式」を「株主ノ有スベキ議決権」に、「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に、「引続キ

發行済株式ノ総数」を「引続キ総株主ノ議決権に、〔百分ノ三以上二当ル株式〕を〔百分ノ三以上〕に改める。

第五十三條第二項中「株主ノ有スベキ株式」を「株主ノ有スベキ議決權」に、「発行済株式ノ總數」を「総株主ノ議決權」に改め、「二当

ル株式」を削る。

第五十九条第一項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

第六十条第四項中「又ハ第二百八十条ノ二第一項第九号ノ金額」を削る。

第八十六条第五項第二号中「及び額面株式を發行するときは、一株の金額」を削り、同項第三号中「額面又は無額面の別並びに」を削る。

第八十九条第三項中「第二百七条第一項本文及び第二項」を「第二百七条第一項本文、第二項及び第三項」に改め、同項後段及び同条第四項を削り、同条第五項中「第二百三十条ノ八ノ二第二項から第六項まで」を「第二百三十条ノ六」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第九十一条第二項中「第二百八十八条ノ二第六項」を「第二百八十八条ノ二第五項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第九十二条の二第二項第四号及び第九十二条の四第九号中「額面又は無額面の別」を削る。

第九十二条の六第六項中「第五項まで」を「第四項まで」に、「第七項」を「第六項」に改め、「及び第五項」を削り、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

第九十二条の七第二号中「及び額面又は無額面の別」を削る。

第九十二条の九第二項中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に改める。

第九十二条の九第二項中「第二項及び第三項（定款の記載事項、第六百六十八条ノ三（設立の際の無額面株式の発行価額）並びに第二百八十四条ノ二第二項（払込剰余金）」を「及び第二項（定款の記載事項）」に改める。

第一百五十一条中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削り、「第二百八十条ノ十五」の下に「第二百三十一條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」を

加える。

第六百六十四条第一項第二号中「額面又は無額面の別」を削り、同条第三項中「第五項まで」を「第四項まで」に、「第七項」を「第六項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同条第四項中「第二百八十八条ノ二第六項」を「第二百八十八条ノ二第五項」に改める。

第六百八十三条第一項及び第六百八十四条中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

第二百四十二条第一項中「新株発行の無効の訴え（一）の下に「同法第二百一十一条第三項（会社が有する自己の株式の処分についての準用規定）及び（二）（資本減少無効の訴え）」の下に「同法第二百八十九条第三項（準備金の減少に関する準用規定）」において準用する場合を含む。」を加える。

第二百四十九条の二第一項中「（新株の有利發行）の下に「（同法第二百一十一条第三項（会社が有する自己の株式の処分についての準用規定）において準用する場合を含む。）」を加える。

第三百三十条第一項第二号中「第二百八十条ノ十五」の下に「（第二百一十一条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三百三十三条第一項第五号中「第二百八十八条ノ二第六項」を「第二百八十八条ノ二第五項」に改める。

（保険業法の一部改正に伴う経過措置）

第六百九条 直前決算期以前の決算期に保険会社（保険業法第二十一条に規定する保険会社（同条第五項に規定する相互会社を除く。）をいう。）が利益準備金として積み立てるべき金額に關しては、なお従前の例による。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第七十条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第二号中「額面無額面の別」を削り、

同条第三号中「で商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条の規定により相当の時期に処分することを要するもの」及び「額面無額面の別」を削る。

第十二条第四項中「商法第四百八条ノ二及び第四百十三条ノ二第一項前段」を「商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百八条ノ二及び第四百十三条ノ二第一項」に、「第二百七条第二項又は合併転換法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第四百十六條第三項において準用する同法第二百七条第二項」を「第二百二十条第二項」に改める。

第十三条第三項中「第二百七条第二項」を「第二百二十条第二項」に改める。

第二百二十条第二項に改める。

第十八条の三第一項の表第二百五十三條第二項の項、第二百五十八條第三項の項、第二百五十八條の二第三項の項及び第二百五十八條の三第三項の項中「は、適用せず、同法」及び「は、適用せず、商法」を削る。

第十八条の四第二号中「額面無額面の別」を削り、同条第三号中「で商法第二百一十一条の規定により相当の時期に処分することを要するもの」及び「額面無額面の別」を削る。

第十八条の十二第四項中「第四百十三條ノ二第一項前段」を「第四百十三條ノ二第一項」に、「第二百七条第二項又は保険業法第五百九条第三項の規定により従うものとされる商法第四百十六條第三項において準用する同法第二百七条第二項」を「第二百二十条第二項」に改める。

第二十二條第二項中「若しくは株券又は」とあるのは「又は」とを削る。

第三十一条中「発行済株式の総数」の下に「商法の規定により計算される総株主の議決権の数」を加え、「株式の数」を「商法の規定により計算される議決権の数」に改める。

第二百二十二條第三号中「額面無額面の別」を削り、同条第四号中「で商法第二百一十一条の規定により相当の時期に処分することを要するもの」及び「額面無額面の別」を削る。

の」及び「額面無額面の別」を削る。

第一百七十七条第一項第三号を次のように改める。

三 削除

第一百七十七条第一項第五号中「額面無額面の別」を削る。

第二百六条中「株券及び端株券」を「及び株券」に改める。

第三百三十七條第四項中「第二百七条第二項又は合併転換法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第四百十六條第三項において準用する同法第二百七条第二項」を「第二百二十条第二項」に改める。

第三百三十八條第三項中「第二百七条第二項」を「第二百二十条第二項」に改める。

第四百四十條第三項中「第二百八十條ノ五第一項、第三項及び第四項」を「第二百八十條ノ五」に改め、「同条第三項中「前二項ノ通知又ハ公告ハ第一項」とあるのは「第一項ノ通知又ハ公告」と、同条第四項中「通知又ハ公告」とあるのは「通知」とを削り、同条第五項中「第二百七条第一項及び第二項」を「第二百二十条第一項から第三項まで」に改め、同条第六項中「第二百七条第二項」を「第二百二十条第二項」に改める。

第四百四十二條第二項に後段として次のように加える。

この場合においては、商法第二百二十條第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

第四百四十二條第四項中「並びに第二百五十四條第四項」及び「同法第二百五十四條第四項中「第二百五十五條第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百七条」とあるのは「第二百六条第一項及び第二項」と、「株主」とあるのは「組合員等更生特例法第二条第十項に規定する組合員等をいう。」とを削る。

第四百四十五條第一項中「端株券の交付又は」を削り、同条第三項を削る。

第六百六十条の五第二項中「若しくは株券又は」とあるのは「を発行している場合又は組織変更後の株式会社が無記名式の社債券若しくは」を「が無記名式の社債券」とあるのは「又は組織変更後の株式会社が無記名式の社債券」に改める。

第六百六十条の十四中「発行済株式の総数」の下に「商法の規定により計算される総株主の議決権の数」を加え、「株式の数」を「商法の規定により計算される議決権の数」に改める。

第六百六十条の九十三第三号中「額面無額面の別」を削り、同条第四号中「で商法第二百一一条の規定により相当の時期に処分することを要するもの」及び「額面無額面の別」を削る。

三 削除

第六百六十条の九十七第一項第五号並びに第六百六十条の九十八第一号及び第四号中「額面無額面の別」を削る。

第六百六十条の九十九第三号中「額面無額面の別」を削り、同条第四号中「で商法第二百一一条の規定により相当の時期に処分することを要するもの」及び「額面無額面の別」を削る。

第六百六十条の百二十三第四項中「第二百一十七條第二項又は保険業法第五十九條第三項の規定により従うものとされる商法第四百十六條第三項において準用する同法第二百一十七條第二項」を「第二百一十七條第二項」に改める。

第六百六十条の百二十四第三項中「第二百一十七條第二項」を「第二百一十七條第二項」に改める。

第六百六十条の百二十五第三項中「第二百一十八條ノ五」に改め、「同条第三項中「前二項ノ通知又ハ公告ハ第一項」とあるのは「第一項ノ通知ハ同項」と、同条第四項中「通知又ハ公告」とあるのは「通知」とを削り、同条第五項中「第二百一十七條第一項及び第二項」を

「第二百一十七條第一項から第三項まで」に改め、同条第六項中「第二百一十七條第二項」を「第二百一十七條第二項」に改める。

第六百六十条の百二十八第三項中「第六百六十六條第三項」を「第六百六十六條第二項」に改める。

第六百六十条の百二十九第三項及び第六百六十条の百三十第三項中「第二百一十七條第二項」を「第二百一十七條第二項」に改める。

第六百六十条の百三十一第二項に後段として次のように加える。

この場合においては、商法第二百一十條第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

第六百六十条の百三十一第四項中「並びに第二百五十四條第四項」及び「同法第二百五十四條第四項中「第二百一十五條第一項及び第二項、第二百一十六條並びに第二百一十七條」とあるのは「第二百一十七條第一項及び第二項」と、「株主」とあるのは「社員」とを削る。

第六百六十条の百三十四第一項中「端株券の交付又は」を削り、同条第五項を削る。

第二百一十一條第一項第三号中「を怠り、又は同条第三項において準用する会社更生法第二百六十二條第五項の規定に違反して株式の処分をすること」を削る。

第二百一十二條第一項第二号中「を怠り、又は同条第五項において準用する会社更生法第二百六十二條第五項の規定に違反して株式の処分をすること」を削る。

第七十一條 この法律の施行前に可決された更生計画の条項、認否及び遂行については、なお従前の例による。

(商法の一部を改正する法律の一部改正)

第七十二條 商法の一部を改正する法律(平成九年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第九條第一項を削る。

附則第十一條第二項中「第二百一十條ノ二第四項及び」を削り、「並びに」を「及び」に、「ト併セテ」を「ノ数ト併セテ」に、「並二」を「及」に、「ト併セテ発行済株式ノ総数ノ十分ノ二」を「ノ数ト併セテ発行済株式ノ総数ノ十分ノ二」に改め、「及び同法第二百一十條ノ二第二項第三号に定める場合における同項の決議に係る譲り渡すべき株式であつて取締役又は使用人に譲り渡してはいないもの」を削る。

(商法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十三條 旧商法第二百一十條ノ二第二項(商法等改正法附則第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む)の決議をした株式会社について前条の規定による改正後の商法の一部を改正する法律附則第十一條第二項の規定の適用については、同項中「商法第二百一十條ノ二第三項」とあるのは「商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第 号)附則第十三條の規定により読み替へて適用される商法第二百一十條ノ二第三項」と、「及商法の一部を改正する法律」とあるのは「並ニ商法の一部を改正する法律」と、「第八條第一項中」とあるのは「第八條第一項中「同条第三項」とあるのは「商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第 号)附則第十三條の規定により読み替へて適用される商法第二百一十條ノ二第三項」と、「及び商法」とあるのは「並及び商法」と、「の数を合わせて」とあるのは「及び商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第 号)第一條の規定による改正前の商法第二百一十條ノ二(商法等の一部を改正する等の法律附則第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む)第二項第三号に定める場合における同項の決議に係る譲り渡すべき株式であつて取締役又は使用人に譲り渡してはいないものの数を合わせて」とする。

2 この法律の施行前に招集の手続が開始された直前決算期に関する定時総会においてこの法律の施行後にする自己の株式の買受けに関する決議については、前条の規定による改正前の商法の一部を改正する法律附則第十一條第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「における商法第二百一十條ノ二第四項及び第二百一十條ノ二第三項」とあるのは「における商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第 号)附則第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧商法(商法等の一部を改正する等の法律附則第二條に規定する旧商法をいう。以下同じ)第二百一十條ノ二第四項及び商法第二百一十條ノ二第三項」と、「前条の規定による改正後の通信・放送開発法第八條第一項並びに」とあるのは「商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第 号)第六十一條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第六十條の規定による改正前の特定通信・放送開発事業実施円滑化法(以下「旧通信・放送開発法」という)第八條第一項並びに」と、「商法第二百一十條ノ二第四項及び第二百一十條ノ二第三項中」とあるのは「旧商法第二百一十條ノ二第四項及び商法第二百一十條ノ二第三項中」と、「前条の規定による改正後の通信・放送開発法第八條第一項中」とあるのは「旧通信・放送開発法第八條第一項中」と、「同法第二百一十條ノ二第二項第三号」とあるのは「商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第 号)第一條の規定による改正前の商法第二百一十條ノ二(商法等の一部を改正する等の法律附則第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む)第二項第三号」とする。

(銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律の一部改正)

第七十四條 銀行持株会社の創設のための銀行等

に係る合併手続の特例等に関する法律(平成九年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「額面無額面の別」を削る。

第七條第二項及び第四項中「第四百十六條第三項において準用する同法」を削る。

第八條第一項中「第四百十六條第四項」を「第四百十六條第三項」に改める。

第七十五條 土地の再評価に関する法律(平成十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第七條の二第二項中「第二百十條ノ二第三項」を「第二百十條第三項」に、「第二百十條ノ四第一項及び第二項の純資産額、同法第二百十條ノ二第三項に規定する株式の取得価額の総額の限度額、同法第五項及び第六項」を「第二百十條ノ二第一項及び第二項並びに第二百十條ノ三第三項」に、「同法第四項」を「並びに同法第四項」に改め、「並びに株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律(平成九年法律第五十五号)以下「株式消却特例法」という。」第三條第五項に規定する株式の取得価額の総額の限度額及び株式消却特例法第三條の二第六項の純資産額」を削る。

第八條の二第一項中「株式消却特例法第二條第五号に規定する公開会社」を「証券取引法第二條第十四項に規定する証券取引所に上場されている株式の発行者である会社又は同法第十一項に規定する証券業協会に備える同法第七十五條第一項に規定する店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式の発行者である会社」に改め、同法第三項中「株式消却特例法第三條の二第二項」を「商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第 号)附則第二十四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四條の規定による廃止前の株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律(平成九年法律第五十五号)以下「旧株式消却

特例法」という。)第三條の二第二項に、「第二百十條ノ二第五項から第七項まで」を「第二百十條ノ二」に、「株式消却特例法第三條の二第三項」を「旧株式消却特例法第三條の二第三項」に、「株式消却特例法第六條第一項」を「旧株式消却特例法第六條第一項」に改め、同法第五項を次のように改める。

5 第一項の規定による株式の買受けについては、証券取引法第二十四條の六第一項中「規定による定時総会の決議」とあるのは「規定による定時総会の決議又は土地の再評価に関する法律(平成十年法律第三十四号)第八條の二第一項に規定する取締役会の決議」と、同法第二十七條の二第二項第一号中「商法第二百十條第一項の規定による買付け(同法第二項第二号に掲げる事項につき決議を受けたものを除く。）」とあるのは「商法第二百十條第一項の規定による買付け(同法第二項第二号に掲げる事項につき決議を受けたものを除く。）」とあるのは「商法第二百十條第一項の規定による買付け(同法第二項第二号に掲げる事項につき決議を受けたものを除く。）」又は土地の再評価に関する法律第八條の二第一項の規定による買付け」と、同法第六十六條第二項第一号中「第二百十條ノ三」とあるのは「第二百十條ノ三若しくは土地の再評価に関する法律第八條の二」と、同法第六項第四号の二中「第二百十條ノ三の規定」とあるのは「第二百十條ノ三若しくは土地の再評価に関する法律第八條の二の規定」と、「同法第二百十條ノ三第一項に規定する取締役会の決議(同法第二項に規定する事項に係るものに限る。）」とあるのは「同法第二百十條ノ三第一項に規定する取締役会の決議(同法第二項に規定する事項に係るものに限る。若しくは土地の再評価に関する法律第八條の二第一項に規定する取締役会の決議(同法第三項において準用する商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第 号)附則第二十四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四條の規定による廃止前の株式の

消却の手續に関する商法の特例に関する法律(平成九年法律第五十五号)第三條の二第四項に規定する事項に係るものに限る。）」と読み替えて、これらの規定を適用する。

第八條の二第六項中「若しくは株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律(平成九年法律第五十五号)第三條第一項」及び「株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律(平成九年法律第五十五号)第三條第一項」を「同法第二百十三條第一項」に改める。

(土地の再評価に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十六條 施行日を含む営業年度内に土地の再評価に関する法律第八條の二第二項の規定により株式を買取を受けた場合における同法第三項の規定の適用については、「読み替える」とあるのは、「商法第二百十條ノ二第二項中「純資産額」とあるのは「純資産額ニ其ノ有スル自己ノ株式ニ付会計帳簿ニ記載シタル額ノ総額ヲ加ヘタル額」と、「同項ノ合計額」とあるのは「同項ノ合計額ニ商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第 号)附則第三條第六項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル前項ニ規定スル規定又ハ同法第一條ノ規定ニ依リ改正前ノ商法第二百十條ノ二第一項、第二百十條ノ三第一項本文若ハ第二百十二條ノ二第一項ノ規定若ハ商法等の一部を改正する等の法律第四條ノ規定ニ依リ廃止前ノ株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律(平成九年法律第五十五号)第三條第一項ノ規定ニ依リ取得シテ有スル株式ニ付会計帳簿ニ記載シタル額ヲ加ヘタル額ヨリ其ノ株式ノ時価ノ合計額ヲ控除シタル額」と、「総額ヨリ其ノ株式中既ニ処分シタル株式ノ価額ノ総額ヲ控除シタル残額」とあるのは「総額」と、「残額ニ付」とあるのは「総額ニ付」と、「前項ノ虞」とあるのは「本項本文ニ規定スル場合ニ当ル虞」と読み替える」とする。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第七十七條 資産の流動化に関する法律(平成十

年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第十八條第四項中「第六十六條第四項」を「第六十六條第三項」に改める。

第三十六條中「株式引受人」の下に「質権者又ハ端株主」を、「特定出資引受人」の下に「又ハ質権者」を加える。

第三十七條第三項中「第二百一十條第二項(発行価額)及び」を削り、同項を同法第四項とし、同法第二項の次に次の一項を加える。

3 優先出資の発行価額は、額面金額を下回ってはならない。

第四十三條第一項第三号中「第二百三十條ノ八ノ二第二項」を「第二百三十條ノ六第一項」に改める。

第四十四條第二項中「株式引受人」の下に「質権者又ハ端株主」を、「優先出資引受人」の下に「又ハ質権者」を加える。

第四十八條の二の見出し中「商法」を「商法等」に改め、同法中「同法第三百七十七條第二項(株式併合の効力の発生)」を「第三百十八條の十第二項」に、「同法第二百十五條第一項」を「商法第二百十五條第一項」に、「並ニ前條第二項」を「及前條第三項」に改める。

第四十八條の四の次に次の三條を加える。

(単位未満優先出資証券)

第四十八條の四の二 単位未満優先出資原簿に記載されている単位未満優先出資社員は、特定目的会社に対し、単位未満優先出資証券の発行を請求することができる。ただし、特定目的会社は、資産流動化計画で、単位未満優先出資証券を発行しないことを定めることができる。

2 単位未満優先出資証券は無記名式とする。

3 単位未満優先出資証券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、取締役がこれに署名しなければならない。

一 第四十五條各号に掲げる事項

二 単位未満優先出資の優先出資一口に対する割合

三 単位未満優先出資証券の発行の年月日

4 単位未満優先出資証券を発行したときは、単位未満優先出資原簿には、その種類、優先出資一口に対する割合、番号及び発行の年月日を記載しなければならない。

5 商法第二百五条（株式の譲渡方法及び株式占有者の資格）、第二百二十九条（株式の即時取得）及び第二百三十条（除権判決による再発行）の規定は、単位未満優先出資証券について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（単位未満優先出資証券を有する者の権利行使等）

第四十八條の四の三 単位未満優先出資証券を有する者は、単位未満優先出資証券を特定目的の会社に供託しなければ、単位未満優先出資社員に権利を行使することができない。

2 単位未満優先出資証券を有する者は、併せて優先出資一口となる単位未満優先出資証券を特定目的会社に提出したときに、優先出資社員となる。

3 商法第二百二十条ノ五第二項及び第三項（端株主が株主となる時期）の規定は、前項の規定により優先出資社員となる優先出資社員について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（少数社員権の算定等）

第四十八條の四の四 発行済優先出資の総口数の百分の一、百分の三又は十分の一以上に当たる優先出資を有する優先出資社員に権利の行使については、規定の適用及び社員総会の決議については、単位未満優先出資の合計数に相当する優先出資の口数は、発行済優先出資の総口数に算入しない。

第四十八條の五中「単位未満優先出資原簿について」の下に、「同法第二百二十条ノ四（権利を行使することができる端株主の決定）の規定は単位未満優先出資社員について、同法第二

百二十条ノ五（端株主が株主となる時期）の規定は単位未満優先出資原簿に記載のある単位未満優先出資社員について、同法第二百二十条ノ六（端株主の買取請求）の規定は単位未満優先出資について」を加え、「同法第二百三十条ノ三（端株券）の規定は単位未満優先出資証券について、同法第二百三十条ノ七及び第二百三十条ノ八（権利を行使することができる端株主の決定、端株主が株主となる時期）の規定は単位未満優先出資社員について、同法第二百三十条ノ八ノ二及び第二百三十条ノ九前段（端株券の不発行、端株の買取請求、少数株主権の算定等）についての端株主算入の規定は単位未満優先出資について」を削り、「第二百三十条ノ三第三項第一号中「第二百二十五条第一号、第二号、第四号及第六号乃至第八号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十五条各号」と、同法第二百三十条ノ八ノ二第一項中「定款」とあるのは「資産流動化計画」と、同法第五項を「第二百二十条ノ六第一項中「端株主」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八條の四の二第一項但書ノ規定ニ依ル定アル場合ニ於テハ単位未満優先出資社員」と、同法第四項に改める。

第四十九條の見出し中「準用」を「準用等」に改め、同条中「第二百十四條から第二百十七條まで（株式の併合）」を「第二百十四條第一項前段及び第三項（株式併合の決議）、第二百十五條（株式併合の手続）、第二百十六條（新株券の交付）、第二百二十條第一項、第二項及び第四項（一株に満たない端数に関する処理）」に、「第二百十四條第一項中「純資産額」とあるのは「純資産額ヨリ特定資本ノ額ヲ控除シタル額」と、「発行済株式ノ総数」とあるのは「発行済優先出資ノ総口数」と、「第三百四十三條」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二百十四條第一項前段中「会社ハ第三百四十三條」とあるのは「最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル

純資産額ヨリ特定資本ノ額ヲ控除シタル額ヲ発行済優先出資ノ総口数ヲ以テ除シタル額ガ五万円ニ滿タザルトキハ会社ハ其ノ額ヲ五万円以上トスル為資産の流動化に関する法律第二百十四條第二項」と、同法第三項に、「第二百十七條第一項中「第二百三十条ノ二第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八條の三」を「第二百二十條第一項中「端株原簿」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八條の三ノ規定ニ依リ単位未満優先出資原簿」と、同法第二項中「売却シ又ハ買受ケ」とあるのは「売却シ」に改め、同条に次の二項を加える。

2 単位未満優先出資証券につき前項において準用する商法第二百十五條第一項の規定による提出がないときは、その単位未満優先出資の部分につき新たに発行した優先出資を競売し、かつ、その単位未満優先出資に就いてその代金を従前の単位未満優先出資社員に交付しなければならない。

3 商法第二百二十條第二項及び第四項（一株に満たない端数に関する処理）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第二項中「売却シ又ハ買受ケ」とあるのは「売却シ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十八條及び第八十四條第一項中「株主」とあるのは「社員」と、「株式ノ数」とあるのは「議決権ノ数」と、「発行済株式ノ総数」を「株主ノ有スベキ議決権」とあるのは「社員ノ有スベキ議決権ノ数」と、「総株主ノ議決権」に改める。

第一百十八條の十の見出しを「商法等の準用等」に改め、同条中「商法第三百七十七條株式の併合」を「第四百九條第二項及び第三項、商法第二百十四條第三項（株券提出の省略）、第二百十五條（株式併合の手続）、第二百十六條（新株券の交付）並びに第二百二十條第一項、第二項及び第四項（一株に満たない端数に関する

処理）」に、「第三百七十七條において準用する同法第二百十四條第二項中「前項」を「第二百十四條第三項中「第一項」に、「第三百七十七條において準用する同法第二百十七條第一項中「第二百三十条ノ二第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八條の三」を「第二百二十條第一項中「端株原簿」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八條の三ノ規定ニ依リ単位未満優先出資原簿」と、同法第二項中「売却シ又ハ買受ケ」とあるのは「売却シ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項において準用する商法第二百十五條第一項の期間満了の時に第二百十八條の八第二項において準用する商法第三百七十六條第二項において準用する同法第二百十條又は前条第三項において準用する商法第二百十條の手続が未だ終了していないときは、その終了の時に優先出資の併合の効力を生じる。

第二百二十四條中「社員」を「社員」と、「発スル」とあるのは「発シ且単位未満優先出資証券ヲ発行シタル場合ニ於テハ之ヲ公告スル」に改める。

第二百三十一條第二項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

第二百七十五條第二項中「又ハ質権者」を「質権者又ハ端株主」に改める。

第二百十條第四項中「額面無額面ノ別、」を削る。

（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正）

第七十八條 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部を次

第一類第三号 法務委員会議録第十五号 平成十二年六月五日

前の新事業創出促進法第十条並びに第十一条の効力を有する。この場合において、同法第十

災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）の一部を次のように改正する。

なお従前の例による。

個人が、商法等改正法附則第九条第六項の規定によりなお従前の例によるものとされた同項

平成十二年六月五日

(民事再生法の改正)
第九十三条 民事再生法平成十一年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。
第五条第三項中「発行済株式の総数」を「商法(明治三十二年法律第四十八号)の規定により計算される総株主の議決権」に改め、「に当たる株式」を削り、「資本の過半に当たる出資口数」を「有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)の規定により計算される総社員の議決権の

第十二条第三項中「(明治三十二年法律第四十八号)」を削る。

第百五十四条第三項中「おいては、」の下に「株式の併合に関する条項又は」を加える。

第一項の次に次の一項を加える。

2 再生計画によつて再生債務者の株式の併合をするときは、その方法を定めなければならない。

第二百八十三条第二項中「第二百一十二条第二項」を「第二百一十三条第二項及び第三項」に、「適用せず、同法第二百七十七条第一項において準用する同法第二百七十七条第二項に定めた事件は、再生裁判所が管轄する」を「適用しない」

に改め、同条第四項中「又は第三項」を「第一
三項又は前項」に改め、「資本の減少」の下
に、「株式の併合」を加え、同項を同条第六

- 二項の次に次の二項を加える。
- 3 第百五十四条第三項後段の規定により再生計画において株式の併合を定めたときは、認可された再生計画の定めによって、株式の併合をすることができる。
- 4 前項の場合においては、商法第二百二十条

第二項に定めた事件は、再生裁判所が管轄する。

(民事再生法の音改正に伴う経過措置)

第九十四條 この法律の施行前にされた再生手続開始の申立てに係る再生事件に係る民事再生法

平成十二年六月五日

一年六月五日

三七

商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、証券取引法その他の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十三年六月十四日印刷

平成十三年六月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局